

平成26年第2回定例会

一宮町議会会議録

平成26年6月18日 開会

平成26年6月18日 閉会

一宮町議会

平成26年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月18日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
一般質問	19
志 田 延 子 君	19
鵜野澤 一 夫 君	23
袴 田 忍 君	29
鵜 沢 一 男 君	34
焔 場 博 敏 君	39
藤 乗 一 由 君	54
鶴 岡 巖 君	64
報告第1号の上程、説明、質疑	78
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	79

議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	83
日程の追加	84
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
閉会の宣告	90
署名議員	91

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 18 日 （ 水 ）

平成26年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成26年6月18日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜沢清永	2番	鵜沢一男
3番	小安博之	4番	藤乗一由
5番	袴田忍	6番	鵜野澤一夫
7番	吉野繁徳	8番	志田延子
9番	高梨邦俊	10番	室川常夫
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	中村新一郎	14番	畑場博敏
15番	鶴岡巖	16番	森佐衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之	税務住民課長	大場雅彦
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	小柳一郎
保育所長	井上高子	会計課長	牧野一弥
教育課長	渡邊幸男	農業委員会局長	小柳一郎

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	小林久美子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する

る請願書

- 日程第六 請願第 2 号 「国における平成 2 7 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第七 請願第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第八 一般質問
- 日程第九 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十 議案第 1 号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十一 議案第 2 号 平成 2 6 年度一宮町一般会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第十二 諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程の追加
- 日程第十三 発議第 1 号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第十五 発議第 3 号 国における平成 2 7 年度教育予算拡充に関する意見書
- 日程第十六 発議第 4 号 「手話言語法」制定を求める意見書

◎表彰の伝達

○議長（森 佐衛君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

新庁舎が完成して、新しい議場での初の議会でございます。大変身の引き締まる思いでございます。我々も初心に返り一層精進してまいりたいと思います。

なお、本定例会からクールビズ期間中は、地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開会いたします。

会議に入る前に、皆様にお知らせいたします。

去る5月26日付で、千葉県町村議会議長会長より、町村議会議員として多年にわたり地方自治の振興・発展に寄与された方に表彰が行われ、本町から志田延子君が表彰を受けました。

これから、このはえある表彰の伝達式をとり行います。

8番、志田延子君、前にお進みください。

表彰状。長生郡一宮町、志田延子様。

あなたは、多年、町村議会議員として地方自治振興発展に寄与貢献されました。その功績はまことに顕著であります。よって、記念品を贈呈し、これを表彰いたします。

平成26年5月26日。

千葉県町村議会議長会長 大澤義和。

おめでとうございます。（拍手）

それでは、受賞されました志田延子君から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。お願いいたします。

○8番（志田延子君） 本当にきょうはこのような名誉のある賞をいただきました。これも亡き主人が、おまえのように一宮が大好きな人間が議員になっていいということが実際にございました。そして、先輩議員の方たち、それから町のさまざまな方たちのご支援により、このような賞をいただくことができましたことは、本当に感謝にたえません。これからも、初心に返りまた頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（森 佐衛君） まことにおめでとうございます。

最後に、皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

以上で表彰伝達式を終わりといたします。

開会 午前 9時08分

◎開会の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまから平成26年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（森 佐衛君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君、どうぞ。

○議会運営委員長（中村新一郎君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

平成26年第2回一宮町議会定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとし、請願3件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正1件、一般会計の補正予算と人権擁護委員の推薦1件であります。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期につきましては、本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付しております。これをもってご了承承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 佐衛君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

6番、鶴野澤一夫君、そして7番、吉野繁徳君、以上、兩名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（森 佐衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 佐衛君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、定例監査報告書、議会推薦一宮町農業委員会委員から会議概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（森 佐衛君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第2回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにご苦労さまでございます。

最初に、平成25年度の予算執行についてでございますが、5月31日をもちまして全ての出納閉鎖をいたしましたので、その決算見込みについて申し上げます。

一般会計は、歳入53億9,857万円、歳出は51億6,817万6,000円、繰越額は2億3,039万4,000円であります。また、国民健康保険事業ほか3つの特別会計は、合計で歳入28億387万2,000円、歳出26億7,003万8,000円、繰越額は1億3,383万4,000円となりました。

次回定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、節電対策でございますが、新庁舎においても、地球温暖化防止や環境保全の観点から、昨年度に引き続きクールビズに取り組んでまいります。今年度についても、ポロシャツやアロハシャツの着用も可能とし、徹底した節電対策に取り組んでまいりますので、議会を初め住民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、平成26年度の「まちづくり町民提案事業」ですが、4月25日に審査会を行いました。

今年度は、活動3年目となる子育てサポート（あずかりあいスマイルタウン）、一宮町の郷土祭り盛り上げプロジェクトに加えまして、2年目の活動となるサーフライダー・ファンデーション・ジャパン一宮支部による浜辺の自然環境を生かし、遊びや学びを通して地域の人と自然がつながるきっかけづくりを図る事業です。また、新規といたしまして、絵画を通じ地球住民とコミュニケーションを図るイロノキや、大正から昭和初期にかけ繁栄していたころの一宮町の歴史を明らかにする「大正・昭和の一宮ものがたり」を残す会など、計5団体の事業が採択されました。

課題提示型としまして、ことし3年目となる「道の駅実証実験」については、町内の若手農家を中心とした、渚のファーマーズマーケット運営委員会が、地産地消や消費者との交流を目的に、一宮海岸広場でファーマーズマーケットを開催いたします。

町民の皆様のご知恵や工夫で、活気あふれるまちづくりが推進されることを期待しております。

次に、新庁舎建設事業につきましては、3月に完成した新庁舎を町民の皆様方に見ていただくため、4月13日に内覧会を開催いたしました。当日は、ふるさとバンドやフラダンスなど、完成をお祝いするステージも行われ、2,500人の住民の方にご来場いただきました。その後、5月連休を利用して引っ越し作業を行い、5月7日から新庁舎で業務を開始しております。現在は旧庁舎の解体工事を進めており、解体後の跡地には駐車場や倉庫などが設置されます。全ての工事が終了する9月に、ご来賓や工事関係者をお招きし新庁舎完成記念式典を行う予定です。

なお、本定例議会に、新庁舎正面玄関に雨よけひさしを設置するための費用を補正予算として計上してございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

新庁舎の完成を機会に、さらなる町民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、商工観光関係ですが、昨年引き続き試行実験として、海岸駐車場を有料化し、利

用者の皆様から協力金として利用料をいただいております。

なお、有料期間ですが、一宮海岸は4月25日から9月30日まで、釣ヶ崎海岸は5月1日から10月31日までを有料駐車場として実施しております。また、釣ヶ崎海岸は、ことしから警備員を配置して行っていることから、有料駐車場として大きな成果が出ております。

次に、個人消費の喚起と地域経済の活性化を目的とし、「一宮町得々お買物券」が8月1日から商工会で販売されます。町内で使えるこの商品券は、1割のプレミアムがついた大変お得な商品券となっておりますので、町民の皆様にはぜひこの機会にお買い求めいただき、活用をお願いいたします。

次に、イベント関係ですが、7月19日に海開きを行い、昨年好評であった「はまぐり祭り」を行います。ふだん体験することのできないハマグリ拾いやハマグリのつまみ取りなどを実施し、海水浴客の集客や千葉ブランド水産物のPRに努めてまいります。

また、恒例となっている納涼花火大会は、8月2日に予定しております。開催に向け、観光協会理事さんたちと職員により、町内外に寄附のお願いに伺っております。ことしも一宮海岸を彩るすばらしい花火大会を期待しております。

続いて、風物詩である灯籠流しは、ことしも例年同様に、8月16日に一宮川河口のかもめ橋付近で実施いたします。灯籠流しにあわせて、雅楽の演奏など、さまざまな催しものを予定しておりますので、ぜひ足をお運びください。

なお、一宮町夏期観光安全対策本部設置会議を6月26日に開催し、7月19日から8月31日までの夏期観光期間中は、警察や消防及び関係機関との連絡を密にして、事故防止に万全を期してまいります。

続いて、9月20日に、一宮海岸をメイン会場として、九十九里トライアスロン大会が開催されます。この大会は、全国各地から2,000人が参加し、日本最大規模の大会となっております。現在、大会開催に向け、九十九里地域の一宮町を初め、長生村、白子町、九十九里町、大網白里市、東金市の6市町村で実行委員会を組織し、一丸となって今大会が盛り上がるよう取り組んでおります。また、町では、来場選手の皆様に楽しんでいただくよう、先般、町内の関係団体にご参集いただき、大会当日のおもてなしの協力をお願いいたしました。来年以降も継続的に今大会が一宮町で開催されるよう取り組んでまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

次に、税務住民課関係について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計については、5月末における平成25年度の決算見込みの状況を

見ますと、医療費については、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大により、前年比約5.8%の増となりましたが、国・県等からの交付金の増額により、繰越金は1億1,000万円程度が見込まれております。

国保の財政危機はやや緩和されましたが、医療給付費が平成26年度も25年度と同様の上昇率で推移した場合、10億円を突破するおそれがあり、予断を許さない状況から、今後も国保財政は厳しい運営状況が続くものと思われまます。

平成26年度の国民健康保険税ですが、こうした厳しい状況ではありますが、医療費の動向に十分注意を払いながら、現行の税率で引き続き努力してまいります。

また、今月9日から20日にかけて、40歳以上の国民健康保険加入者と75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象に特定健診を保健センターで実施しております。

健診に先立ち、平成25年度の特定健診未受診者1,772人に対しアンケート調査を実施しましたところ、891人、50.3%の方から回答をいただきました。アンケート結果を見ますと、26年度の特定健診を269人が新たに受診するという回答がありましたので、早速、健診通知を発送いたしました。また、特定健診を受診しない理由として、定期的に通院治療している、職場で健診を受けている、都合がつかないとの回答が大半でした。中には、土日ならば受診可能という回答がありましたので、健診期間中の今月14日の土曜日に初めて健診を実施したところ、137人の受診者がありました。

今年度は、受診率向上のため、貧血検査、血清クレアチニン検査に加え、新たに尿酸値検査を実施しております。尿酸値検査は、痛風だけではなく、生活習慣病と合併しますと心筋梗塞や狭心症を引き起こすなど大きな病気のサインを見逃さないためにも、大変有効な検査でございます。特定健診で生活習慣病予備群として診断された方は、保健指導を行うなどして、生活習慣病の予防と早期発見で、今後の健康増進と医療費削減に努めてまいります。

次に、福祉関係ですが、消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、社会保障の充実のための措置として、臨時福祉給付金を支給いたします。また、子育て世帯への負担の影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

臨時福祉給付金の給付対象者は、26年度市町村民税が課税されていない方で、なおかつ、どなたにも扶養されていない方で、支給額は1人につき1万円です。さらに、遺族年金や障害者手当などの受給者には5,000円を加算し、1万5,000円を支給いたします。

また、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者については、26年1月分の児童手当の受給

者で、児童1人につき1万円です。ただし、所得制限がございます。また、子育て世帯であっても、臨時福祉給付金の対象になる方には、2つの給付を受けることができないため支給いたしません。

臨時福祉給付金、または子育て世帯臨時特例給付金の対象者と思われる方については、6月下旬に通知し、7月から約3カ月の間に申請を受け付け、順次支給してまいります。

健康関係では、がん検診をより一層推進するため、今年度から働く世代の女性を支援するためのがん検診推進事業を実施します。平成21年度から24年度までの乳がん、子宮がん検診の未受診者に、検診費用が無料になるクーポン券を配布いたします。これにより、死亡率の高いがんの早期発見と検診の重要性について認識を高めていただき、健康保持と健康増進を図ります。

次に、子育て支援についてですが、平成27年度から5年間の子育て支援施策の基本となる「子ども・子育て支援事業計画」を、来年3月に策定します。計画の中には、現在進めている町保育所整備や子育て支援サービスの計画を行います。

続きまして、2歳未満のお子さんを養育する世帯の負担軽減を図るため、おむつ用のごみ袋を無料配布いたします。出生や転入、健診の際の配布を考えております。本議会に予算を計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

高校生等医療費助成制度につきましては、4月から医療費の助成対象を高校1年生から3年生に引き上げ、5月末までに143名の申請がございました。

今後さまざまな支援施策を展開し、子育て世帯を応援してまいります。

次に、「一宮町保育所整備基本計画案」の住民説明会を、今月7日に開催いたしました。また、5月21日から今月13日まで、住民の皆様からのパブリックコメントを募集いたしました。今後は、寄せられたご意見について検討結果をホームページ等に掲載し、住民の皆さん方にご理解をいただき、計画を策定してまいります。

また、保育所の慢性的な定員超過状況を改善するため、愛光保育園で定員60人を80人に増員する施設整備が始まります。今年度中に整備を完了し、27年4月開園を目指します。

次に、介護保険事業ですが、今年度は、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画を作成します。介護保険制度が大きく変わりますので、計画作成委員の公募については、これまでより早く実施します。委員の皆さんには、改正された制度をご理解いただいた上で、事業計画及び介護保険料について検討していただきます。

介護予防事業では、介護度重度化防止対策として、出張介護予防教室を定期的で開催でき

る地区や団体がふえるよう積極的に実施してまいります。

また、65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方を対象に、生活機能の状況を調査するアンケートを6月30日に郵送します。このアンケート結果から、介護予防が必要な方を把握して、介護認定の状態にできるだけならないよう指導を行ってまいりますので、アンケートへのご協力をお願いします。

次に、町道の工事関係ですが、新設改良工事については5月26日に今年度1回目の入札を行いました。今後も緊急性や優先順位に配慮しながら、地域住民の要望に沿った予算執行に努めてまいります。

また、昨年から着手した町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業は、農繁期を避け、9月ごろに工事を発注する予定です。

昨年度の事業である町道1-10号線、通称下ノ原通り歩道新設工事ですが、無事完成し、全長およそ3.5キロのすばらしい歩道になりました。去る6月5日にはウォーキングを行っている団体にお声かけし、40名程度の参加をいただき、歩道でのウォーキング大会を実施いたしました。

次に、交通安全対策関係ですが、長年の懸案事項であった役場西側交差点への信号機の設置が昨年度末に実現しました。

また、地元から強い要望があった、国道128号岩切集会所入り口交差点の信号機設置について、平成25年度末に県警本部交通規制課、茂原警察及び長生土木事務所と現場で協議を行い、信号の設置が決まりました。これに伴い、当該箇所の町道に係る道路施設の設置工事を行う予定です。

次に、国県道の関係ですが、一宮町のメインストリートである役場前の県道一宮停車場線において、路肩の堆積土の撤去、歩道植樹帯の草刈りを町で実施いたしました。今後も町で現在の美しい状況を維持してまいります。

国道128号、本給下の歩道の植樹帯に関しては、千葉県に要望し、近く草刈りを実施する予定です。

次に、都市計画関係ですが、一宮、東浪見、海岸の3地区に分けた地域別懇談会を開催し、都市計画マスタープランの地域別構想の策定を進めております。

次に、農業関係ですが、水稻から病害虫を防ぐため、農家組合が中心となって、ラジコンヘリコプターによる水稻農薬散布を、7月12日に綱田地区で、また7月16日に役場の東側から東浪見の釣地区の区域で、合わせて約183.5ヘクタールを実施しますので、関係機関及び

住民の皆様のご協力をお願いいたします。

また、米の関係ですが、国の政策の見直しが行われ、飼料用米や米粉用米の生産に取り組んだ場合、収量が上がるほど助成額がふえる仕組みに変わったほか、一方で生産数量の目標に従って生産した場合に受けることができる交付金が、10アール当たり1万5,000円から7,500円に削減されることになりました。農家の皆様の理解と制度の推進に向け、稲作農家全戸にパンフレットを配布し、啓発に努めております。さらに、農家から提出された水稻生産計画書から、制度が適用可能な方につきましては個別に説明し、申請を促しております。この制度の申し込み締め切りは6月末までで、一宮町地域農業再生協議会のもと、農家にとって有益となる制度の活用を指導してまいりたいと考えております。

次に、施設園芸ですが、農業施設の改修や新設を支援する新「輝け！ちばの園芸」事業は、今年度も要望が多く、生産力強化支援型が9名で、リフォーム支援型が5名となっており、事業実施に向け手続を進めているところでございます。町の主要農産物であるトマト、メロン、梨の増産に大きく寄与するものであり、大いに期待するものです。

次に、国の農政改革により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積や集約化を行う農地中間管理機構が制度化され、この3月に「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」が示されたところであります。この農地中間管理機構は一部業務を市町村などへ委託し、連携して事業を進めていくものであり、町は機構の窓口となり、借り受け者及び貸付者の申し出の受け付け、現地の確認、あるいは配分計画案の作成などを行っていくこととなります。まずはこの制度を活用していただくため、周知に努めたいと考えております。

次に、都市整備ですが、東浪見土地区画整理事業につきましては、事業期間を平成27年3月末まで延長し、解散に向け、残された最後の課題への対応を行っております。課題である賦課金未納者への対応は、6月末ごろまでに強制競売手続が全て終わる見込みで、これにより賦課金の未収額が確定しますと、本来は組合の出納閉鎖が可能となり、解散認可申請に進むこととなります。しかし、事業区域内にある汚水処理施設を管理する予定であった管理組合が設立されておらず、施設の管理引き継ぎができないこととなりますと、解散認可申請に向けた事務が停滞してしまいます。町としましては、利用者による施設の維持管理運営にご理解をいただくとともに、管理組合を早期に設立し、施設の管理体制を明確にすることが、区画整理組合の解散に向けた道筋であると考えております。

次に、環境関係ですが、5月25日の日曜日に、ごみの散乱防止と再資源化の普及啓発のた

め、道路等の公共の場所に捨てられた空き缶、空き瓶、紙くず等の一斉清掃を行うゴミゼロ運動を実施いたしました。町内全域で2,506人の参加をいただき、ごみの回収量は約1.6トンとなり、昨年より100キロほどの減量でございました。

次に、4月16日と17日、20日の3日間、犬の狂犬病予防注射を、集合注射として12カ所で321頭実施しました。狂犬病は、犬だけではなく人にも感染し、発症すると治療法はない病気です。町内での発症を防止するため、今後も犬の狂犬病予防注射の実施について取り組んでまいります。

次に、大気汚染物質であるPM2.5問題ですが、県内35局の測定局で日々監視をしており、濃度の上昇が見込まれた場合には、防災行政無線等で注意喚起に備えてきました。これまで健康に影響を受ける濃度の上昇は確認されておりませんが、引き続き監視を行ってまいります。

次に、放射能の汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農産物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出あるいは基準以下となっていることから、町民の皆様への健康への影響はないと判断しております。

次に、教育関係ですが、平成26年度小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校が27人、一宮小学校は103人、一宮中学校は106人でした。これによりまして、5月1日現在の児童生徒数は東浪見小学校が122人、一宮小学校は536人、一宮中学校は308人となります。

なお、児童生徒数の昨年度との比較では、東浪見小学校は4人増、一宮小学校は21人増、一宮中学校は12人の減、3校合わせると15人増となっており、順調に学校運営が行われております。

次に、社会教育関係ですが、放課後児童健全育成事業につきましては、東浪見、一宮それぞれの小学校を活用した学童保育施設のほかに、本年度から振武館の和室を新設し、3カ所で実施しております。5月1日現在の入所児童数は、東浪見小学校の施設が26人、一宮小学校施設が43人、振武館施設が9人、計78人となっております。現在、待機児童はいない状況でございます。

また、4月に公民館教室の受講生を公募したところ、多くの町民の方から応募をいただき、4教室71人により順次講座をスタートしております。このほかに48団体の自主サークルが、公民館等において交流を図りながら生涯学習活動に取り組んでおります。

総合文化祭については、芸能と音楽を楽しむ会が10月26日の日曜日、文化祭は11月1日の土曜日と11月2日の日曜日の2日間、開催する予定となっております。

終わりに、この定例会に、報告1件、条例の一部改正1件、補正予算1件、諮問案1件を提案いたしました。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、私の行政報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 6番、鵜野澤です。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏。

紹介議員、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議員、森 佐衛様。

請願事項。

平成27(2015)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感

謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第6、請願第2号 「国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番(鵜野澤一夫君) 6番、鵜野澤です。

請願第2号 「国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏。

紹介議員、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議員、森 佐衛様。

請願事項。

平成27(2015)年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しか

しながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成27(2015)年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番、畑場博敏議員、どうぞ。

○14番（畑場博敏君） 昨年からの要望項目の中で、6番目の項目が一部変更になっているかと思いますが、その辺の理由についてお答え、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 6番、鵜野澤議員、お願いします。どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） ただいま、畑場議員のご質問ですが、6番目の危険校舎、老朽校舎

の改築や更衣室、洋式トイレ設置と書いてありまして、昨年はこの更衣室のところにエアコンの設置の項目がありました。ことしはなくて、更衣室ということで変わっております。

その理由を申し上げます。エアコンの設置がカットされた理由については、今年度、全国的に改善されており、昨年度16%だったものが33%近く設置されております。今後も設置状況は大幅に上がる傾向があるので、今年度は達成されているということで、27年度はカットされたということです。

なお、新たに更衣室の設置についてですが、子供の男女別更衣室が具体的に設置されていない学校が多い状況であります。現状として、どこの学校もほとんどが男女同じ教室で着がえを行っています。思春期の女子生徒、特に中学校において男子生徒の前で着がえをするのが恥ずかしいという声を多く聞いている状況であります。恥ずかしい生徒はトイレで着がえを行い、衛生的にもよくないという保護者からの声もあります。このような状況から項目として取り入れた理由であります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 焔場議員、よろしいですか。
（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号 「国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第7、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、5番、袴田 忍君、どうぞ。

○5番(袴田 忍君) 5番、袴田でございます。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書でございます。

一宮町議会議長様。

請願者、茂原市上永吉785-2、長生郡市聴覚障害者協会、理事長、岡村幸男様外3名の方から出ております。

紹介議員は、私、一宮町議会議員、袴田でございます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定することでございます。

その理由でございますが、手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境

整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出いたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第7、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎一般質問

○議長（森 佐衛君） 日程第8、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（森 佐衛君） それでは、通告順に従い、8番、志田延子君の一般質問を行います。

8番、志田延子君、どうぞ。

○8番（志田延子君） 8番、志田です。よろしく願いいたします。

今回、2つの質問がございますが、一問一答方式でさせていただきたいと思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です。どうぞ。

○8番（志田延子君） では、最初に、各課の人員配置について。特に観光関係のほうでお話しさせていただきます。

新庁舎とともに機構改革もなされました。町は、まちづくり推進課に商工観光グループを一緒にしましたが、人員は3人体制でございます。観光事業に力を入れているのには対応人数が少ないのではないかと思います。

そしてまた、9月に開催されるトライアスロンは、2市4町で行われますが、一宮町が主体でございます。また、町長がこの大会には会長でございます。次回につなげていくにも、失敗はあってはならないと考えております。ほかにもさまざまなイベントがめじろ押しの状況でございます。先ほどの町長の行政報告の中にも、花火大会だとか灯籠流しとか、本当にたくさんのもがございますので、できれば、こういう状況であって、まちづくり推進グループにおいても、また今年度には統計調査等が集中しているようでございます。各種イベント開催時にはもちろん全員で対応すべきではございますが、準備段階が非常に大切であると思います。本当に、そのためにもちょっと人員の増が必要と思いますが、考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

まちづくり推進課の人員体制でございますが、平成25年度は4人体制でございました。26年度は、先ほど申し上げましたけれども、機構改革によりまして、統計調査、広報業務を追加いたしまして、担当職員を1名ふやしました。また、商工観光グループをこのまちづくり推進課に入れたことによりまして、そのグループの担当職員が3名ということで、計4名が新たに加わりまして、8人体制で現在仕事をしております。ご質問のありました、商工観光グループの人員配置につきましては、前年度の担当職員に業務を確認した上での措置でございます。

また、各課内の人員配置につきましては、限られた職員数の中で業務の対応が求められるために、業務内容及び業務量に応じて課長権限によりまして配置がえを可能とし、柔軟かつ適切に対応するよう進めております。さらに、各種行事、選挙執行時などの際には、課内及

び全庁での一時的な応援とか協力を行ってきております。

そして、今回の商工観光グループの人員増のご意見でございますが、商工観光グループだけで全部を負っていくわけではなくて、まずは、まちづくり推進課内での応援体制、さらに、新しい事業のトライアスロンにつきましては、組織の垣根を越えまして全庁的な組織体制で進めていくということで対応してまいりたいと考えております。

なお、人員配置の問題は、まだ新体制が4月にスタートしたばかりでございますが、今この段階で職員の数が多いか少ないか、判断は大変難しい状況でございますので、1年間の状況を見まして、今後、検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） ありがとうございます。確かに、機構改革も始まったばかりですので、これから様子は見なくてはいけないと思いますが、ぜひ職員のモチベーションが下がらないようなやり方をなさっていただけたらと思います。ありがとうございました。

続いて、今度は、文化財の保護と活用についてを質問させていただきます。

今年度、町に配られた予算書の中で、今年度の文化財の保護とか活用とかについては25万円の計上となって、非常に少なくなっております。これは昨年、著名人の別荘跡地とか居宅跡地に23年度から25年度の3年間で11カ所の石碑を建てたり、それから観明寺の四脚門の移設修理等補助金を活用して保護して、本当に頑張っているんじゃないかなと思います。しかしながら、せっかくそういうふうに行っているものが、余り町民の方たちに理解されていないような気がしますので、ぜひ、せっかく保護しているものについて活用を工夫していただいて、皆さん町民の方に知っていただけたらいいんじゃないかなと思っております。

それから、今年度、確かに予算少ないんですけども、町が長年文化財指定している諏訪様の紙細工とか船頭給の獅子舞等、補助金を支給して伝承を支えていただきたいという考えがあるんですが、これは私たちNPOとか、それから東上総文化遺産活性化事業で、3年間、諏訪様の紙細工とか船頭給の獅子舞について一生懸命サポートしてきているんですね。しかしながら、今年度から補助金が出るかどうかちょっと微妙な段階になっておりまして、そして諏訪様の紙細工は、今、10人以上の方が、集会所で新しく芥川荘を紙細工でつくっています。そして子供も来てくださっています。ですから、これもぜひ何とか支援していただきたい。

船頭給の獅子舞を、これは地域から出しちゃいけないというんですが、いつとき、町がかかわったときに、公民館でその獅子舞を見せてくれたことがあるんだそうですね。本当に、もちろん門づけでやるのは百何軒もですから大変なんですけれども、きちっとしたものと、笛とか太鼓とか、それから笙というんですか、そういうものがあって素晴らしいので、そういうものは必ず残していただけたらと思っておりますので、ぜひそういうようなことも、町も協力してやっていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町田教育長、どうぞお願いします。

○教育長（町田義昭君） 志田議員のご質問にお答えいたします。

文化財保護事業費の予算でございますが、おっしゃるとおり、前年度は、別荘跡地案内板のほか、公民館前の史跡看板、そして文化財マップのつくり直し、観明寺四脚門修理補助、玉前神社社殿修理補助など、事業が大変集中していたために、かなり予算が多かったわけでございます。それに比較して、今年度は確かに予算が少なくなっていることは事実でございます。

別荘跡地の案内板、これは町の歴史を伝える事業として、合計11カ所に設置いたしました。これは元総理大臣や一宮にゆかりのある文化人の別荘や住居地に設置したところがございます。今後は、上総一宮郷土史研究会等と連携・協力して、町内の歴史を紹介するような企画を考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、諏訪神社の紙細工や船頭給の獅子舞についてでございますが、志田議員が中心となって活動しております東上総文化遺産総合活性化事業実行委員会、この委員会が文化庁の保護を受けまして支援をいただいている、そういうこともございまして、近年、活動が活発になっているというところがございます。町では、これらの継承を伝える一環として、文化財を公開する機会や場所を提供し、今後の継承活動の支援につなげてまいりたいと考えているところがございます。例えば芸能と音楽を楽しむ会での獅子舞の上演、また文化祭や公民館等での紙細工の展示など、まず広く公開することで文化財への理解が深まるように、文化財の保護と活用について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） 大変心強い支援で、これからもよろしく願いいたします。本当に一

宮町にとっては文化財というのはとても大事なことで思っておりますので、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 鶴野澤 一 夫 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鶴野澤一夫君の一般質問を行います。

6番、鶴野澤一夫君、どうぞ。

○6番（鶴野澤一夫君） 6番、鶴野澤です。

私も、質問は大きく分けて2問です。1問ずつ区切って質問いたしますが、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○6番（鶴野澤一夫君） まず1問目、九十九里トライアスロン2014開催について伺います。

ことしの9月20日土曜日に、九十九里トライアスロン2014を初めて開催する予定で、現在実行委員会、これは一宮町、長生村、白子町、大網白里市、九十九里町、東金市、株式会社アスロニアで構成されています。これが主催ということになります。後援は観光庁、千葉県、公益社団法人日本トライアスロン連合、一宮町体育協会、NPO法人清流保存会ちょうせい、企画主体は株式会社アスロニア、大会運営は株式会社デポルテで、平成26年4月上旬より参加者募集を行っております。予定は2,000人の予定であります。

しかし、下について①から4問質問いたしますが、大会会長である玉川町長に伺います。

まず1つ目、当初計画で観光庁、千葉県が後援予定であったが、現在はいかがですか。

2問目、スイムコース内、一宮川の河口から上流に向かって泳ぐわけですが、その中のコンクリート、また竹、木ぐい等の危険物、またヘドロの撤去、またしゅんせつが必要で、予算、経費はどうするのか。現在、NPO法人の清流保存会ちょうせいが水質及び危険物等を調査中であります。

3つ目として、メイン会場、スイムスタート、ゴール場、ランコースの町道、海岸駐車場の整備経費等の予算。

4番目として、全体的なコース管理等の責任所在が不透明でありますので、以上について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 鵜野澤議員の質問にお答えいたします。

国内では、近年の健康ブームによりまして、ジョギングとかウオーキング、あるいはマラソン大会など、各種のイベントが各地で開催され、大きな人気を博しております。そんな中、今、人気が増しているのがこのトライアスロンでございます。トライアスロンは、水泳と自転車ロードレース、そして長距離走の3種目で、それぞれの距離、コースを設定しまして1人の参加者が連続して行う耐久競技でございます。競技距離は、スイムが1.5キロ、バイクが40キロ、ランが10キロ、これはオリンピックで行われておりますので、いわゆるオリンピックディスタンスと言われております。

今回、一宮海岸をメイン会場としまして開催されますこの大会は、初心者でも参加しやすい大会というのが特色になっておりまして、九十九里地域では初めての開催でございます。また、同時に、参加者が2,000人ということで、これは国内最大規模の大会と言われております。全国各地から2,000人の方々がこの一宮町に訪れることによりまして、知名度を各地に広めるだけでなく、観光振興の面でも大きな経済効果があると期待しております。

今回の大会には、大会名誉会長に千葉県知事が就任され、大会役員には、メイン会場が一宮町であるということで私が大会会長ということで、長生村、白子町、九十九里町、大網白里市、東金市の市町村長さんが副会長を務めております。また、先ほどお話がありましたように、実行委員会はこの6市町村と民間会社の株式会社アスロニアで構成しております。

実は、3月24日、6市町村の市町村長とアスロニアの社長が県庁で記者会見を行いまして、実行委員会の合意書に調印いたしました。この合意書によりますと、大会の目的は地域の活性化とスポーツの振興を図るということを目的にしております。また、今大会の、先ほどお話がありましたけれども、経費でございますけれども、協定書の合意によりますと、選手の参加費、広告協賛金とその他の収入をもって充てるということで、市町村からの支出は特に予定してございません。

なお、本大会は、外房地域の活性化という目的で千葉県の全面的な支援を受けて進めておりまして、大規模イベント支援事業という県の補助金を予定しております。

また、株式会社アスロニアという会社でございますが、これはトライアスロンの魅力を全国に広げるために、日々、トライアスロンスクールを開催したり、あるいは日本で唯一開催されております横浜での世界選手権大会を初め、全国のさまざまなトライアスロン大会を一

手に行っている会社でございます。また、大会運営につきましては、全国のトライアスロン大会を手がけております株式会社デポルテが行っております。

こうした中、5月28日に実行委員会が開催されまして、進捗状況についての報告がございました。先ほど議員からお話がありましたけれども、後援はどうなっているのかという話でございますけれども、その中で、千葉県につきましては後援の報告を受けておりますが、まだ、観光庁については確認できておりません。

また、今回、水泳が海ではなくて一宮川の河口付近となっていることから、大会運営会社デポルテによりまして、千葉県環境財団に水質調査を依頼したところ、大丈夫であるという結果を受けております。また、NPO清流保存会ちょうせいからも同じような承認を受けております。

そして、会場周辺を初め競技コースなどの問題点などの状況把握につきましては、一宮町の体育協会のほうから具体的な問題点なども指摘していただきまして、これについて、運営会社のほうで全面的に、今、安全確保について取り組んでおります。また、町からも、河川を管理しております長生土木事務所を初め、保安林のほうの関係がございますので北部林業事務所など、関係機関に働きかけを行いまして、安全面について協力をお願いしているところでございます。さらに、運営会社では選手の安全確保といたしまして、ライフセーバーや監視船舶の配備、それから警備員の配置、現場への医師の派遣などを行いまして、安全対策に取り組んでいくということでございます。

なお、当日、県庁で取り交わしました合意書を見ますと、その合意書の第9項には、本イベントの実施に当たって、事故その他により刑事及び民事的な責任を生じたときには、アスロニアが全責任を持って処理に当たり、各市町村にその責めを負うことを求めないという形になっております。株式会社アスロニアが責任を持って処理に当たり、市町村にその責めを負うことを求めないという形になっております。

町といたしましても、開催される今大会に対しまして、大会の会場確保を初め地域全体でおもてなしをして、参加された皆様に本当に来てよかったなど、一宮町でトライアスロンに参加してよかったなどというふうに満足していただくことによって、また来年度以降もこの町で開催されるように全面的に協力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鶴野澤一夫君） 答弁ありがとうございます。

本大会の目的は外房地域の活性化、またスポーツ振興を図るためであることと、観光振興の面で大きな経済効果があるということです。4つの質問の中で特に2番目の質問について再質問させていただきます。

スイムのコース内の危険物の撤去についてですが、私はもと走るほうのアスリートでございました。現在、水泳でアスリートを目指して頑張っている一人でございますが、どのような競技でも、選手の皆さんが危険のない、安全に競技を行わなければならないと思います。事前に全ての危険要素は撤去しなければならないと思います。昨年、体育協会でパドルサーフィン大会を約100人規模で、今回と同じコースで行ったときにでも、フジツボ、貝殻で足にけがをした例があります。今回は規模が全然違いまして、2,000人規模が一斉スタートして、多少縦長になると思いますが、川の護岸から飛び込んで1,500メートル泳ぐわけですから、最善の注意を払う必要があります。事が起きて、保険対応ですればいいというわけにはいかないと思います。来年以降も開催される予定ということですので、千葉県と株式会社アスロニアとで、月日は余りありませんが、最善の努力をしていただいで、大会を成功させていただきたいと思います。

以上について、岡本まちづくり推進課長に伺います。お願いします。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

岡本まちづくり推進課長、お願いします。どうぞ。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

初めに、河川の関係でございます。トライアスロン大会当日の9月20日の満潮は午後3時でございます。この満潮時には通常より130センチほど潮は上がります。スタート時の時間は午前11時30分で90センチ、午後1時には120センチとなります。スイムの時間帯は、スタートが午前11時30分で、ゴールは午後1時30分と設定いたしましたのは、大会当日の満潮がちょうど午後3時でございます。この時間帯にすることは、次にバイクやランの競技を控えているため、3時間30分遅らせることになりまして、最後の種目のランのゴールが夜の8時となってしまうことから、午前11時30分のスイムのスタート後に徐々に満潮に近づきますので、安全を見た中でこの時間を設定しているものでございます。

また、危険箇所の調査でございますが、大会を運営するデポルテが一度河川の調査をしております。再度調査を大会当日の水位で行うと聞いておりますので、危険箇所は一宮町体育協会から指摘もございましたので、町からも業者のほうには話はしてございます。安全を

第一に再度広範囲に調査をしていただくように依頼申し上げます。

次に、長生土木の河川の管理面でございますが、本来、大会のための河川ではありませんが、町は来年も継続していく大会と考えておりますので、町からも危険箇所の要望はしてございますが、デポルテの再調査の結果により、再度要望したいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。ただいまの答弁で、我々一宮町体育協会、またNPO法人の清流保存会ちょうせいも協力していきますので、ぜひまた来年以降もこの大会がこの一宮町で開催されるということを強く要望して、県と株式会社アスロニアさんにも十分理解をしていただいて、成功させていただきたいと思っております。

以上で質問終わります。

○議長（森 佐衛君） じゃ、2点目を。

○6番（鵜野澤一夫君） 2点目にいきます。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 2点目は、一宮川津波対策事業について伺います。

津波対策堤防の現段階は、河口から中之橋の区間、特殊堤①・②・③ということと、あと土堤の4工法で行いますが、9割以上が比較的安いL字、逆T字の工法で住民説明会が行われましたが、そのときは説明を受けただけで、十分な協議ではなかったと地域の住民の方か思っております。賛成も反対もしなかったと申しております。現在は、賛成はできない、土地は提供してもよいということで、土堤で行ってほしいという意見が多いということです。L字、逆T字工法より、土堤の工法が利点が多いかと思っております。町長の見解を伺います。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうからお答えいたします。

国は、先ほどもお話がありましたけれども、東日本大震災の後に、被災地復興に向けて各種事業を予算化したわけでございますが、そのほかに全国的な防災・減災対策といたしまして、3.11の津波を一つの経験といたしまして、新たに認識された課題に対応する公共事業ということで予算化しております。

防災・減災事業ということでございますけれども、まず、それは、前からお話ししておりますけれども、海岸と河川と分かれておりまして、海岸につきましては土塁のかさ上げということでございますけれども、また、川につきましては、ちょうど一宮川が3.11のときに津波が遡上いたしまして、河口付近で床上浸水30戸という被害が発生いたしました。そこで、県では、この国の予算を活用しまして河川のかさ上げを計画して、今、準備を進めているところでございます。

昨年9月に、一宮川のかさ上げということで、工事を行う近くに住んでいる住民の方を対象に、2回に分けて説明会を開催したところでございます。私もその場に出ておりましたけれども、その時点では特別の反対意見は出ておりませんでした。後から町民の皆様方からさまざまな意見が町に寄せられております。1つは、津波対策は確かに重要だけれども、その近くに住む住民としては、やっぱり景観に配慮してほしいとか、あるいは川への利用活動を制限されることのないようお願いしたいとか、そういういろいろな話もありました。また、この説明会は川の近くに住んでいる住民の方だけを対象にしたわけでございますので、ほかの方からは、町民に広く開かれた説明会をぜひ開催してほしいという要望もいただいております。

町としましては、これを受けまして県のほうにその要望を出しまして、説明会の開催を要望しております。県のほうでも5月に、今度新しく長生土木所長になられた方が事業説明会に見えましたけれども、現在そのための準備を進めているということで、具体的な案ができましたら、今度は全住民を対象とした説明会を一宮町で開催しますという形でお約束をいただいております。そして、皆さん方の意向をなるべく反映した形で工事を進めていきたいと聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどお話がありました工法の問題なんですけれども、これはこの前の説明会で私聞いた中では、用地の確保が比較的困難な場所はさっき言った特殊堤ということを考えているようでございますけれども、用地の確保が比較的容易にできる場所については土堤ということで、そういう基本的な考え方で今進めているということでございますけれども、あとは具体的に説明会の中でまた皆さん方と一緒に考えて、よい知恵を出し合って進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 今の町長の答弁で、できるだけ土堤という方法でということでありましたが、実際、川を見てみますと、右岸、左岸とも非常に用地取得はなかなか難しいんじゃないかなど。それを思いますと、地元の住民の皆さん、L字、逆T字で行うのであれば、せめてそこに立ったときに、大人目線で1メートル50ぐらいの高さのL字、逆T字が望ましいと。その高さまで、1.5メートルまでは、現在の幅員で、例えば土のかさ上げだとかコンクリートでかさ上げして、L字、逆T字で行ってもらえれば、目線で川が見られるということをお願いしていました。

先ほど質問しましたいろいろな行事、トライアスロンの行事だとか灯籠流しの行事、今後とも想定される川での行事というのがあると思いますが、やっぱり観客というか観戦する方も川を見る状態にした方法でかさ上げを行っていたほうがよいかと思います。住民の皆さんもぜひこの方法、できるだけ川自体が見られるような状態で県に強く働きかけていただきたいということでもあります。

ということで、これを要望として、私の質問を終わりにいたします。よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 以上で鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（森 佐衛君） 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。

5番、袴田 忍君、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 5番、袴田です。

それでは、議長からのお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

本日の朝刊の千葉日報を拝見しましたら、きょう国会で医療介護法の一つが成立する運びとなったということが、1面で取り上げてありました。それは、介護の必要度が低い要支援1、2の人向けの訪問、通所介護を市町村事業に移すという項目と、特養への入所は原則要介護3以上に限定して、中・重度の人のための施設に重点化するというものを、きょうの国会で成立するのではないかということでもあります。

福祉事業の見直しは何らかの形で、直接本人、そしてその人を支える家族への影響は大きくあらわれます。今回の市町村対応の介護法の成立は、地域密着がサービスのあらわれと見えますが、まだまだ不透明な部分があると私は思います。

そこで、私の質問でございますが、高齢者サービスの一つであります施設整備についてお

尋ねたいと思います。

前回、3月の定例会において鶴岡議員さんの特養対策についての質問に対し、町は、広域型、地域密着型、あるいは一宮苑の増床で特養建設を検討していきたいと答弁をしていました。施設入所に待機する高齢者の数は多いと聞きます。早期に待機者の数を減少させる工夫は必要ですが、それについて町の対応が求められることになっています。

しかし、今、団塊世代が60代後半、新たに特養建設を求めても10年後にはピーク、20年後以降は減少の兆しになるのではないかと。特養建設を進めても20年後以降、高齢者の数も年々少なくなり、利用度も疑問視されることから、町の特養建設を検討する根拠を伺いたいと思います。

また、町には認知症グループホームや高齢者向け住宅など数カ所が稼働しています。サービスの起点はそれぞれ異なりますが、現在ある特養施設、医療機関及び地元の小規模施設との連携を図り、専門知識を持つ関係者への意見を聞きながら、特養待機者数の減少対策を考えてもいいのではないのでしょうか。

また、町には以前、老人福祉センターがあり、多くの高齢者の方々が利用していました。今はありません。娯楽は減少され、ほかの公民館施設への移動、入浴は地元のシーサイドオーツカさんのような大きなホテルの浴場、近隣の村の施設内浴場の利用など、まだまだ不便さがあります。高齢者のたまり場がなくなったと言える状態ではないのでしょうか。高齢者へのサービス低下であると、私は言えます。高齢者が多くなる今後、やはりたまり場が必要であることから、介護施設の利用なども考えていいのではないのでしょうか。

それともう一つございますが、実はこれちょっと尻切れトンぼになってしまいましたけれども、この中にちょっと載っていないんですが、私は質問事項に載せてありました。

最後に、内容が1つ抜けていますが、自宅で最期を迎えたい、自宅で終えんを迎えたいという高齢者は多いと思います。実際に私の母親もそうだとおっしゃっていますので。この場合、介護だけではなく、医療の連携もやはり家庭に帰れば必要となります。医療との連携についても町の考えをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

特養の待機者は、1月1日現在で86人でございます。ここ数年80人前後で推移しております。要介護4や5の高い介護度の方も入所待ちをしていることから、対策が必要と考えて、鶴岡議員の質問に前回お答えしたものでございます。

特養の整備につきましては、3年ごとに立案してきております介護保険事業計画に町の方針として載せなければ建設はできません。町としましては、広域型や地域密着型の特養施設の新設、あるいは現在一宮町にあります特養施設一宮苑の増床につきまして、介護保険事業計画作成検討委員会で検討していただこうと考えております。

先ほどありました、今後20年後に高齢者人口が減少するのではないかとということでございますが、現在、町の高齢者は、25年4月1日現在でございますけれども、3,669人でございます。自治体の将来人口を試算しております国の国立社会保障人口問題研究所というものが各市町村の人口推計を出しておりますけれども、10年後の町の高齢者人口は3,966人ということで、これはピークを迎えます。その後、減少いたしますけれども、20年後でも3,766人ということでございまして、需要は20年以降も引き続きあるものと考えております。

次に、グループホーム等の小規模施設と連携を図ってこの対策を考えてはどうかということ、また、元気な高齢者が集まってお風呂に入ったり、おしゃべりができる、そういった娯楽の施設が、今、一宮町にはございませんので、そういう施設についても現在の介護施設をそういった介護認定者と元気な高齢者が集える場にすることができないかということでございます。確かに、高齢者の皆さん方が集える場所、ご質問にあったたまり場は私も必要だと考えております。しかし、今の財政状況の中では、町が単独でそういった施設を整備することはなかなか難しいと思いますので、これらにつきましては、先ほど議員からお話がありましたように、介護施設や専門知識をお持ちの皆さん方のご意見を聞きながら、この一宮町に合った実現可能な方策を検討してまいりたいと考えております。

なお、高齢者の皆さん方が集まられたときには、介護予防推進員を出張させまして、介護予防教室を開くことができますので、ぜひ声をかけていただきたいと思います。

最後に、先ほどお話がありました住みなれた自宅で最期を迎えることを希望される方々の気持ちは、私もよく理解できます。恐らく皆さん同じだと思います。この場合、医療と介護の連携が特に必要になってまいります。現在、国におきましては医療と介護の連携を図る地域包括ケアシステムの導入を進めておりますが、町もその方向で全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 再質問をお願いいたします。再質問、3点ほどございます。

1点目は、特養の待機者が4月1日現在86人の回答ですが、施設待機者は複数の施設に登録して順番を待っているのが今の現状です。86人は実人数でしょうか。実人数でなければ、実人数を教えてくださいと思います。また、要介護4、5といった高いレベルの介護度の方は何人ぐらい今、待機しているのでしょうか。これが1点目。

2点目、町の介護保険事業計画で示されている地域密着型サービスでサービスの参入事業者がない理由で、ほとんどサービスを見込んでいないと記されています。介護保険事業計画作成委員会で検討していただくとのことですが、地域密着型の利点をお聞かせ願いたいと思います。

3点目、国が医療と介護の連携を図る地域包括システム導入と、先ほど答弁の中にありました。このことは、在宅医療、地域医療、介護のかかわる訪問看護ステーションと理解してもいいのでしょうか。この3点をお願いしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 特養待機者の人数、86人というのは実人数でございます。先ほど、私、25年と申し上げましたけれども、これは26年1月1日現在の数字でございます。この86人のうち認定者数は、要介護4が21人、要介護5が23人でございます。

なお、待機者86人が全て自宅で待機しているというわけではございません。老人保健施設に現在約50人、そのほか病院とかショートステイを活用して待っている方が多いというのが状況でございます。

次に、地域密着型サービスについてですが、これは今後増加が見込まれます認知症の高齢者、あるいは中度、重度の要介護者が、できる限り住みなれた地域で生活ができるようにということで、平成18年4月に介護保険制度が改正されまして創設された新しいサービスでございます。特徴としましては、事業者の指定や監督を町が行っております。これは町内在住の高齢者しか利用できない施設でございます。そこで、地域密着型というふうに言われております。利点でございますけれども、規模が大変小さいものでございますので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると言われております。現在、町内の地域密着型サービスの施設は船頭給区でございます。この施設は認知症対応型共同生活介護サービスというこ

とで、いわゆるグループホームと言われておりますけれども、これが2つの施設で36床ございます。

次に、医療と介護の連携を図る地域包括ケアシステム導入のことでございますが、これも平成24年4月に介護保険法が改正されて創設されたものでございます。団塊世代の皆さんが75歳以上となる、いわゆる2025年をめどとしまして、重度な要介護状態となってもできる限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、住まいと医療と、そして介護と予防と生活支援が一体的に供給されるシステムをつくっていくというものでございます。地域包括ケアシステムは、市町村が主体となりまして、2025年に向けまして3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じまして、地域の特性に応じたケアシステムを構築していこうというものでございます。地域包括支援センターやケアマネジャーがコーディネートすることになっております。また、地域ケア会議を設置しまして地域の課題を検討することにもなっております。

このようなケアシステムの構築に向けましては、将来的には、先ほど袴田議員がおっしゃいましたように、訪問看護とか訪問介護の24時間対応の定期巡回サービスとか地域密着型の小規模多機能サービスとか、現在町にございませんけれども、そういった新しいサービス事業所が今後この町にも必要な時期がやってくるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

ちょっと検討、要望という形で出させていただきたいんですが、私は、1つは介護保険事業計画の中で、介護保険事業計画作成委員、前回は名前を公募であったりしていろいろ集めていただいたと思うんですが、こんなことを言うては失礼ですけども、やはり専門知識のある、その地域に密着した方、ここにもまた密着という言葉を使って失礼なんですけど、そういった方を選んでいただいて、密度の高いものをやっていただきたいと私は思っております。

それと、実はもう一つ、非常にこれ、町の中でも歩いてよく言われることなんですけれども、老人福祉センターがないという中では、高齢者の娯楽の場、今、確かにほかの市町村へ行きますと、無料でカラオケができるとか、だけれども町ではお金を払わないとカラオケは歌えないとか言われますし、やはりそういったものの整備、これは公民館事業の中でもできるかと思うんですが、そういったたまり場事業の充実というか、それと地域のグルー

プホームであったり、その辺、何か所かある施設の利用度を考えた、先ほど町長が言われましたとおり、元気な高齢者、それから介護を受けている高齢者の、そういった一緒に活動できるような場所を設けてもらえるような検討をお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で袴田 忍君の一般質問が終了いたしました。

会議開会后、1時間38分経過いたしましたので、ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時51分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鵜沢一男君の一般質問を行います。

2番、鵜沢一男君。どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 私は2項目質問をいたします。最初に、玉前神社を観光資源とした商店街の活性化について質問をいたします。

町の商店街は古くから玉前神社の門前町として栄えてきました。しかし、大型店の出店や消費者のライフスタイルの変化などにより、当町のみならず、全国的に商店街の衰退が広がっています。町は昨年、緊急雇用創出事業の一環として観光案内冊子「るるぶ」を発行しました。その中には、玉前神社を重要な観光資源と位置づけ、大きく扱われています。その効果があらわれ、観光客が多く訪れることを期待しているところでございます。観光客が商店街を通り、神社に参拝した後、また商店街を通過して帰る。これは古くからのスタイルだと考えます。そこで、2点質問します。

玉前神社を観光資源とした商店街活性化の取り組みについて。

2番、大型観光バスが駐車できる施設の設置と参道整備について伺います。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

岡本まちづくり推進課長、どうぞ。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、鵜沢議員の質問にお答えいたします。

玉前神社を中心とした商店街活性化の取り組みについてでございますが、アベノミクス効果は、地域経済や生活において実感はまだ見えていない状況であります。その中で、町の商店街は、消費者の多様化や高齢化等により低迷状況であります。町では、1つの商店街の活性化の対応としまして、今年度は消費税増税対策と商店街の振興を図るため、一宮町商工会が発行する1割のプレミアム商品券に対し、町が補助をする商店活性化事業を8月から来年の1月まで展開します。この事業を進めていく中で多くの商店が商品券の加盟店となり、町の活性化になればと思っております。

また、特に玉前神社を中心に商店街の活性化を考えた場合、通常、玉前神社を訪れる方は自動車や電車での観光客がほとんどであります。町としましては、多くの観光客を呼び、玉前神社参道周辺の商店街にも足を運んでもらうような対応を考えておりますが、確かに大型観光バスの駐車場の整備がなされれば、商店街の活性化につながります。しかしながら、駐車場の確保の難しさや参道の整備、また参道内の商店街の協力等、課題は多い中で、時間のかかる対策であると考えられます。今後、商工会や玉前神社などの関係者と協議を検討しまして、町の商店街並びに玉前神社を中心とした商店街の活性化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜沢議員、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 現在、外房地域の観光事情は圏央道の開通により大きく変わっています。都心からの観光バスは圏央道市原鶴舞インターチェンジから養老溪谷などを観光して、勝浦・鴨川方面に向かうルートがほとんどであります。当町に観光バスが寄ることはありません。その理由の1つとして、観光バスが駐車できる施設がないことが挙げられます。

そこで、再度質問をいたします。先ほどの答弁の中で駐車場の確保等が難しく、時間のかかる問題との回答がありましたが、観光バスを誘致することは商業・観光業を考えたとき、大きな効果が期待できるものと考えます。今後、観光バスが来るまちづくりを検討されますか、伺います。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話がありましたけれども、玉前神社というのはこの一宮町にとって一番大きな観

光の目玉でございますので、観光バスが駐車できないということが、今、大変残念な状況を招いているということについては、同じ認識をしております。駐車場がもし確保できれば、玉前神社を中心とした商店街の活性化は大きく前進すると思っておりますので、その商店街の皆様方とよくお話し合いを進めながら、駐車場を含めた商店街の活性化に前向きに検討していきたいと思っております。

実は、昨年ですか、鹿島神社のほうへちょっと行ったことがありますけれども、やっぱり鹿島神社の前の参道もたしか、恐らく昔とは違っていると思うんですけれども、歩道が広くとってあって、ゆっくりと神社に向かって歩きながらお買い物ができたり休憩ができるような、そういう形になっておりました。ですから、恐らくそういう形にやっていかなければ、これからやはり町の振興は難しいと思っておりますので、観光バスの駐車場とあわせて参道についても積極的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜沢議員、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。一宮町社会福祉協議会事業の会費についてを質問いたします。

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全ての都道府県、市町村に設置をされ、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担う非営利の民間団体です。しかし、民間団体ではありますが、町の公的な福祉サービスが及ばない分野について、地域住民の参加・協力により全町的に事業の実施やサービスの提供ができるものが社会福祉協議会と考えております。そして、この事業資金は会員の会費で賄われております。会員は町内に居住する全ての世帯が対象です。そこで、3点質問をいたします。

1番、日本赤十字社会費、一宮町社会福祉協議会会費及び共同募金と歳末助け合い運動募金の徴収状況について伺います。

2番、質問1の今後の取り組みについてを伺います。

3番、社協の事業資金と今後の動向についてを伺います。よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鵜沢議員の質問にお答えさせていただきます。

一宮町社会福祉協議会事業の会費、募金等の徴収状況についてでございますが、日本赤十字社社資会費500円につきましては、赤十字事業の趣旨にご理解、ご協力をいただきまして、平成25年度は各区からの一般社資3,124世帯、個人5人、法人76団体の、合わせて182万2,500円となっております。

この日赤社資につきましては、全額日本赤十字千葉県支部に送金されまして、その後、災害地域への見舞金や日赤奉仕団活動費のほか、一宮町においては一宮中学校グラウンドに設置しました災害救援物資保管倉庫、移動炊飯器2台、AED等の配備がなされておるところでございます。

次に、一宮町社会福祉協議会会費500円につきましては、各区から3,067世帯、特別会費57名、合わせまして161万8,500円となっております。

赤い羽根共同募金500円につきましては、各区から3,161世帯、個人、法人、学校、役場、社協、合わせまして217万2,747円となっております。

また、歳末助け合い運動募金200円につきましては3,161世帯、個人、法人、職域募金、合わせまして112万2,042円となっております。

前年度と比較しますと、日赤社資、赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金については若干ですが増額となっておりますが、事業の原資となります社協の会費につきましては5%の減となっております。

会費、募金、寄附金等は、福祉教育、地区社協フォーラム助成金、障害者団体、地域福祉ボランティア活動、独居高齢者等の配食事業、結婚50周年記念事業、介護用品貸出事業、心配事相談事業、社協の広報発行のほか、障害者、寝たきり高齢者、独居高齢者、要保護世帯等の助成や地域福祉事業に全額使われております。

続きまして、2点目の今後の会費、募金等活動の取り組みについてでございますが、各区長さんへ毎年協力依頼しております。また、区長さんや民生委員さんが役員となり構成されております地区社協の福祉協議会にも協力依頼を行っており、昨年度会費が減額となりました地区には、総会時にご理解と協力依頼を行っております。今後、広報やホームページを充実し、できる限り町民の皆様へ会費並びに募金の趣旨や徴収状況、活用状況の報告を行い、より多くの方にご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

3点目の社協の事業資金と今後の動向についてということでございますが、社協の法人運営をするための経費と人件費は、全額町からの補助で運営をしております。今後、経費の削減を図っていくとともに、会費、募金等について広く呼びかけて、安定した財源の確保に努

めてまいります。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜沢議員、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 先ほどの答弁の中には、経費削減を図るとの発言がありましたが、私の質問は社協の経費の削減を求めているものではありません。むしろ必要な経費は積極的に町から助成すべきと考えております。

地域福祉は町行政だけでは担えません。自治会、区長にも限界がある中、社会福祉協議会の果たす役割は非常に大きいものがあると考えております。また、日本赤十字社事業、敬老会などの委託事業は、本来町が行うべき事業を社協に委託しているわけですから、事業資金の確保には町にも責任があります。そこで再度質問します。

現在、町内約5,000世帯のうち、2,000世帯が会員となっております。この問題を解決するためには、町が積極的に自治会加入を促すことが有効と考えます。今後、対策を講じる考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 社会福祉協議会の活動を支援するためには、町が積極的に自治会加入を促すことは有効だという議員のご意見に、私も賛成でございます。自治会の加入率は、平成22年度は80%でございましたが、現在は78%まで低下しております。また、地区によりましては加入率が50%台という地区もございます。町では、新しく転入された方に、税務住民課の窓口で自治会加入のお願いをしております。また、町の広報紙や区長回覧を自治会長にお届けするトマト便担当者を各地域に割り当てて、自治会の活動を支援しております。これからも各地区との連絡係でありますトマト便担当者と区長さんとの連携を図り、加入促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜沢議員、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（森 佐衛君） 以上で鵜沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（森 佐衛君） 次に、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君、どうぞ。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の・場です。

私ども日本共産党一宮支部では、3月、4月と、町内4,500世帯に町政アンケートを実施いたしました。そして、回答いただいた町政に望む要望については、5月28日、図入りの49項目の要望書として町長に提出したところであります。

今回の一般質問では、町民要望に沿って要望、関心の多い、一宮駅東口開設問題、ごみ袋値下げの問題、高過ぎる国保税引き下げ問題、身近な生活道路、通学道路等の安全対策、改善策等の対応についての問題。大きな2番目のテーマとしては、子育て支援策について。この中で、当初昨年3月議会で取り上げました準要保護の就学援助対象の新しい3項目、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費については、今年度より援助を実施しているとのことでございましたので、質問は取り下げさせていただきました。学童保育拡充問題のみ伺いたいと思います。3番目には、農業農政問題について伺います。それぞれよろしく願いいたします。

第1問目の町政要望で寄せられた声についてであります。

今回、要望の1位は、一宮駅東口開設問題であります。この問題は、16年前の町政アンケートでも要望1位でありました。当時は舞台区画整理ができ上がり、駅東口のロータリー用地が確保される中で、平成6年に橋上駅舎化推進協議会で橋上駅舎の検討があり、10億円を超える財政負担の壁に計画検討がストップし、それならば駅東口開設だけでもと、こういう期待の声の中で上がったわけでありますけれども、その後、町ぐるみの要望となり、議会でもJR千葉支社、この交渉を繰り返すなど、そして平成25年2月には上総一ノ宮駅東口開設基本計画報告書ができて、問題点が煮詰まってきたところであります。当初、JR東日本も1駅1改札口の方針に固執していましたが、駅舎部分以外施設整備費用及び管理に要する費用は町負担との条件のもとで、東口開設の検討が始まりました。

平成24年9月議会での鶴岡議員の質問に、町は、駅利用者アンケートを実施し、結果を公表し、また、費用負担問題、これは建設工事と年間維持管理費について、協力企業からの寄附やふるさと納税の応援寄附金を呼びかけるとしてまいりました。その後、平成25年の6月議会で、藤乗議員の質問に、資金計画で無理があるなら一時凍結か別の方法も考えるべきとの提案があったわけでありますけれども、町長は町の将来的発展のために東口開設は必要、

このように答弁をし、現在に至っております。

住民から、東口開設を言い出して何年になるんだ、いつできるんだと、お叱りの声も伺っております。これまでの進捗状況を伺うとともに、今、何が問題で、どう解決するのかの交通整理、利用者は何を行うのか、自治体は何をすればいいのか、いま一度方向性を答弁願いたいと思います。

次に、ごみ袋値下げ問題について、その後の進捗状況を伺います。

この値下げ問題は、以前、広域市町村圏組合の管理者茂原市から、各ごみ袋1枚10円程度の値下げができるのではないかと提案があったと聞いております。可燃ごみの売価と原価、平成25年度調査で一番大きい袋は容量40リットル、売り値が65円でありますけれども、このうちの内容は取扱店手数料が3円、袋原価が5.2円、これに消費税であります。中の袋30リットル、これは売り値は50円ですが、取扱店手数料が3円、原価が4.3円プラス消費税、小さい20リットルの袋は売り値が35円ですけれども、取扱店手数料は同じく3円、原価3.4円プラス消費税であります。当町は引き下げに賛成したとのことでありますが、合意には至っておりません。その後、議論がされているのか、伺いたいと思います。

3点目として、国保税の引き下げ要望について伺います。

先日の資料によれば、平成25年度大幅な税率アップ等を行い、所得200万円モデル世帯で約4万5,000円アップされたところであります。一方、納税世帯の担税率、これはさらに低下し、今年度当初予算見込みから721万7,000円落ち込んでいる、このように報告されております。このうち、軽減分の減収が200万円あるということでもありますから、実質は920万円担税力が落ち込んだこととなります。

国保税の見方は二通りあります。国保会計を維持するために必要経費を前提に収入金を見積もりますが、ここまでは一緒であります。収入金の見積もりを減収分の補填のために税率をアップしていくのか、あるいは加入世帯の生活実態と担税力から見て無理のないよう税率を下げてその他の収入金を充てていくか、この2つの道が選択されるわけであります。

町は、今年度、国に対する要望事項として、国民健康保険医療給付費の国庫負担金拡充を要望しております。この姿勢は大切に、評価をいたします。しかし、同時に、差し迫った加入世帯の困窮に対しては、英断を持って法定外繰り入れをしてでも税率引き下げを行う道を選択すべきであります。今年度の課税基礎とする所得確定、これは昨年度の所得の申告によるものであります。その中で900万円も担税力が下がっている。それだけ苦しくなっているということでもあります。今年度は加えて、4月から消費税が増税されております。これに伴

い諸物価も上がっております。さらに家計支出が厳しさを増している。こういう状況の中での課税であります。ここをきちっと見ていくことが必要ではないかというふうに思います。そういう中で、町民要望として非常に高い率を示した、引き下げをしてほしい、この声でありますので、町長の答弁を求めたいと思います。

4番目には、生活道路、通学道路等の改善策についてであります。具体的箇所については要望してありますが、総体的考え方を伺います。

4月に新区長を含めて年度初めの区長会があり、住民要望等が集約されておりますけれども、住民からの直接要望や当該区民以外の要望処理についてどのような処理がされるのか、伺っておきたいというふうに思います。

次に、大きな2点目として、子育て支援策について伺います。

学童保育充実の子ども・子育て支援制度が来年4月より本格実施されることに伴う対応を伺うものであります。2012年8月、子ども・子育て関連3法が成立して、子ども・子育て支援法が制定されました。学童保育は児童福祉法に位置づけられている児童福祉事業ですが、本町では教育委員会が所管ということで、これからの質問は教育長及び課長へお願いいたします。

来年4月より本格施行ということで、市町村も学童保育の基準を町条例で制定することになります。児童福祉法では、共働き、ひとり親家庭等、小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業、これは児童福祉法の第6条の3第2項に決められていることでもあります。このように学童保育を位置づけております。健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにする施設、これは40条でうたっている児童館、この働きとは異なり、学童保育は毎日の生活を保障する施設ということになるわけであります。全国学童保育連絡協議会の2012年調査によれば、学童保育で子供たちが過ごしている時間は年間1,681時間に及び、小学校にいる時間である1,221時間より460時間も長いという報告があります。学童保育は、児童福祉法第2条でいう、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、こういう施設であるわけであります。

しかし、これまでの学童保育の位置づけは公的責任が曖昧で、最低基準がつくられていないとか、予算措置も曖昧で、奨励的な補助金の域を出ないものでありました。そのため、指導員の待遇問題も、勤続年数がふえても賃金が上がらないとか、非常勤、パート対応とかの問題、保護者が支払う保育料の関係でも、全国平均の公営学童保育は月5,500円、父母会の運営する学童保育は月1万1,000円ということでもあります。

当町では、社会福祉協議会委託で月7,500円、おやつ代1,500円を入れて9,000円ということでありました。保育料の減免規定とか指導員の研修とか課題は多いのが現状です。今回成立した法律で、子ども・子育て支援法、これで学童保育関係がどう変わるのか、5点あります。

1番目に、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に学童保育を位置づけ、市町村の実施責任を強化するという問題。

2つ目に、市町村に学童保育の整備計画を含む子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけるという問題。

3つ目に、学童保育への補助金はその事業計画に基づいて支出される交付金として出されるということ。

4つ目に、市町村に子ども・子育て会議を設置し、これはもう既に設置されてありますけれども、事業計画や推進方策などを検討する。

5つ目に、法律の附則に指導員の処遇の改善、人材の確保の方策を検討し、所要の措置を講ずる。このようになっております。

児童福祉法の関係の主な改定は、対象児童を小学校6年生までに拡大するということ。それから、国や地方自治体以外が学童保育を実施する場合には、事前に市町村への届け出が必要になるということ。国として学童保育の基準を省令で定める。同時に市町村は、国の定める基準を踏まえて条例で基準を定める。4つ目には、指導員の資格と配置基準、これは国が定めた基準に従う。それ以外の開設日とか開設時間とか施設の基準などは、国の基準を十分参酌して定める。市町村には、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のため必要な水準を確保するものでなければならないという制限がつけられております。

これらの改定に沿って、国・県・市町村は必要な準備を始めております。学童保育のニーズ調査なども準備の一環として実施されたと思いますけれども、この実態と対応を伺いたいと思います。

また、条例化の準備も進めていると思いますが、国基準はあくまでも、これは最低ラインであります。国基準よりもよいものを条例化すべきだというふうに思いますが、この点についての見解をお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画、これに沿って補助予算も支出されることになりますので、しっかりした事業計画の策定を望むわけですが、所見を伺って、この関係の質問は終わりたいと思います。

大きな3点目として、農業農政問題について伺います。

政府の産業競争力会議、議長は安倍晋三首相が行っておりますけれども、この農業分科会で農地中間管理機構の創設や農業協同組合の見直し、農業委員会の見直し等が議論されております。しかし、この議論は、農業の現場から言うならばまさに本末転倒という議論であります。政府自民党はこれまで工業製品の輸出を拡大するために農産物の輸入自由化を進めてきました。これはまさに財界などスポンサーの要求に沿ったものでした。その結果、農産物価格の低下、高齢化と担い手不足、39.8万ヘクタールに及ぶ耕作放棄地を生み、食料自給率の低下を招いてきました。

もうかる農業、採算の合う農業であれば、後継者は黙っていても生まれます。これまでの失政を棚上げし、戦後農政の総決算を叫んでも、現場の声とかけ離れたものになるだけあります。今回の農政改革は、参議院選挙を目前にした2013年4月に、10年で農業農村所得を倍増させると公約した自民党の農業農村所得倍増目標10カ年戦略、これが出発点でありました。その年の6月、日本再興戦略を閣議決定し、その中にはT P P協定に積極的に取り組むことを明記しております。

農業については、農業農村全体の所得の倍増を達成するためには、農業生産性を飛躍的に拡大する必要がある。そのためには企業参入の加速化等により、企業経営ノウハウを徹底した活用、農・商・工連携等、六次産業化、輸出拡大を通じた付加価値の向上、農業への企業参入の加速化と構造改革に踏み込むことを強調しております。これを受けてローソンの会長とか農業とは無関係な企業経営者や学者で構成する産業競争力会議農業分科会、ここで農地中間管理機構や経営安定対策など、改革の方向について議論がされ、政策化されてまいりました。

その内容は、主として企業的経営が農業の8割を担う構造をつくり上げる。戦後さまざまな問題を含みながらも進められてきた、家族経営を前提にした経営所得対策や直接支払い政策、生産調整、農地政策などを土台から見直そうとするものであります。そして、この制度と不可分の関係にある農業委員会や農業協同組合の見直し、株式会社の農地所有まで踏み込もうとしており、まさに戦後農政の総決算とも言うべき内容です。

こうした農業の根幹にかかわる改革を、農業の主人公である農民や農業関係者を利害関係者と見なして排除する。利益追求が主目的の企業経営者と、小泉改革で国民に格差と貧困を押しつけて批判された学者などで構成する産業競争力会議、規制改革会議を司令塔に進めるという無責任なものであります。この改革は今、農業の現場にかかわる問題の解決に全く役

立たないばかりか、これまでの努力を台なしにする内容で、今、世界が抱えている飢餓と貧困、こういった食糧不足の問題も克服する、この辺の努力方向にも逆行するものであります。

昨年暮れに成立した農地中間管理機構設置法、今、県の段階で構想づくりの準備が行われておりますけれども、当初この構想では、機構は耕作放棄地対策を重要な課題として、増加する耕作放棄地や利用困難な農地を機構が借り受け、整備などを行った上で担い手に貸し付けるという、非常に理想的なものでした。しかし、成立した農地中間管理機構関連法は、塩漬農地をつくらない、こういうようなことを理由にして、機構が借り受ける農地はあらかじめ借り手がいることが前提とされました。これは高齢農家が農業からリタイアしようとしても、借り手が見つからない限り機構は農地を受け入れない、こういう内容であります。当然、協力金も交付されません。農水省の担当者に農民連の問い合わせをしましたけれども、リタイアしたい際には受け手が見つかるまで頑張って耕作をしてくださいと、続けてもらえないですと、こういう答弁でありました。

2つ目に、借り手は公募を原則として地域外の農外企業も公平に扱う、こういうことが盛り込まれております。これまではお互いの信頼関係で農地の貸し借りをしてきた農村の規範を、これまた排除するものであります。中山間地など耕作が困難な地域では、事実上借り手を見つけることができずに、機構そのものへの利用ができないこととなります。これまで耕作放棄地の増大を防ぎ、農地を荒らさないための努力の現場の期待を裏切り、条件のいい一部の優良農地に営利目的の企業が参入しやすい仕組みがつくられてきた、これが現在の内容であります。

もう一つ、農業委員会制度の見直しの議論がされております。この農業委員会、戦前の大地主対小作、こういう農地の関係、戦後、農地制度の根幹は、耕作する農民が農地を所有するという原点、そして利用調整は農民の代表を中心にした農業委員会が担うもの、こういうような形でつくられました。ここに、昭和26年2月26日に農業委員会法が国会に提案されたときの提案理由の説明の演説の抜粋がありますけれども、当時の島村政府委員が、戦前の寄生地主、不在地主と小作の関係を、これは改めて農地改革で300万戸の自作農家が創作されたことを受けて、これを維持していくためには、真にこの事業の成果を確保するには、制度上の農民の民主的組織の必要性、農民代表機関たる農業委員会の必要性、自主性の尊重のための行政庁の監督は極力排除される。農民の地位向上を図ることこそ、そして民主的農業委員会をつくることは、単に農民のためでなく、国家百年のための緊急の計と存ずる。こういうような大演説をしております。政府が提案理由でやっているわけです。

今回の議論は、この農業委員会から機構に預けられる農地の利用調整や権利移動は機構に移されて、農業委員会は機構から業務の一部委託を受ける市町村の下請けとなります。期待されているのは、地域の農地利用の事情に精通している農業委員会が、農家や集落が機構に農地を預けるということを誘導するような人、農地プランを作成する、あるいは農地の受け手を探す、こういう実働部隊となることでもあります。委員会の公選廃止もうたっております。ここまでくると、戦後の農地改革とその事業発展のために設けられた農業委員会の全否定であります。

農政改革議論のポイントについてどんな説明を受けているのか、伺いたいと思います。また、農業委員会の上部組織である県農業会議あるいは全国農業会議所、この見解についても伺いたいと思います。

農業農政問題の2番目として、町道1-10号線に歩道が完成しましたがけれども、はっきり言って評判が悪いです。農地管理の面からの不評であります。農作業のために軽トラ等を一時駐車するにも、縁石の外側ではかえって危ない、こういう声が聞かれます。転落防止柵も、ガードレールぐらいの高さであれば作業上問題ないんですが、高過ぎる。こういった意見が出るには、当該用地が道路用地として県営圃場整備事業、この中でそれぞれの耕地を減歩して用地確保したという意識もあって、金をかけて不便になったと田んぼに行くたびに怒られております。基本設計の段階から東部土地改良区との話し合いは十分行われていたか、伺いたいと思います。

農政農業問題の最後は、廃プラスチック対策についてであります。

毎年、取り組まれておりますけれども、対象外の古いビニール回収は産廃扱いになります。出荷組織に加入している方は数年に1回取り組んでいるようでありますけれども、直売所とか小売り、個人出荷の人々は古いビニールの処分に困っている、これが現状です。数年に1度程度でもよいので、町のあっせんによる回収事業が取り組めないかどうか伺うものであります。

以上、長くなりましたけれども、一般質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから、駅東口開設問題についてお答えしたいと思います。

先ほどお話がありましたけれども、駅東口につきましては、当初、先ほど議員がおっしゃ

いましたように、1駅1改札口という大きな壁がございました。これは関係市町村と協力いたしまして、粘り強い交渉の結果、第一関門は突破したわけでございます。具体的に駅のための施設について、JRのほうの東日本コンサルタント株式会社のほうに基本計画の作成を委託いたしました。その結果、でき上がってきた施設について、当初考えていた以上に施設建設費の金額が高いということで、その圧縮について、この間、詰めてきたわけでございますけれども、実はこの報告書をつくった時点は平成25年2月でございますけれども、それ以降、昨今の労務費等の価格の上昇とか、また消費税増税等によりまして、工事費の圧縮は大変厳しいという状況報告を現在受けております。

そして、もう一つは、昨年11月14日と19日の2日間、夕方の6時から9時まで、駅の乗降客を対象にいたしまして、駅東口開設事業のアンケートの調査結果の報告と、それから現在の建設資金の状況、そしてふるさと応援寄附金への協力をお願いということで広報活動を私も参加して実施いたしました。その後、広報いちのみや等でも再三お知らせをいたしまして、賛同を募っております。25年度のふるさと応援寄附金は、駅の東口開設でございますけれども、約31人の方から約45万円の寄附をいただいております。

これからの進め方でございますけれども、先ほどお話がありましたけれども、実は、先ほど質問に出ておりますけれども、人口の減少という中で、今、大きな問題が出てきております。日本の人口は現在1億2,700万ということで、ことし3年連続減少ということで進んでおりますけれども、その中で一宮町の人口は現在1万2,492人ということで、この10年間に3%増加しております。

実はことし5月初めに、東京のテレビ局からこの関係で取材を受けました。というのは、軒並み人口が減少している外房地域で一宮町の人口がふえている理由は何ですかということ、私はテレビで聞かれました。私、考えてみて答えたんですけれども、やはり言うまでもなく豊かな自然環境、これは言うまでもありません。しかし、それ以上に大きなものは何かというと、やはり駅なんですね。要するに東京までの通勤・通学の便が大変いいということ。特に、JRの駅なんです。JRの駅が座って確実に、始発、終点があつて通えるというのが、一宮町の人口が唯一この地域でふえている理由でございます。ですから、私はこの前、藤乗議員の質問にもお答えしましたけれども、町の将来を考えると、これはどうしても断念することができない。やはり優先順位の高い事業であると私は考えております。これをどうしても実現するための方策をこれから真剣に考えていかなきゃならないと思います。

実は、昨年、私もJR東日本の会長と東京でお会いしまして、これについてお話ししてお

りますけれども、これについてはやはり、どういう形で進んでいけばいいのか、今、考えております。そして、やはりこれからは、一宮町でもって事業を行っております企業さんに資金のお願いに伺いたいということと、それから行政だけではなくて、住民とか通勤・通学の方を巻き込んだ大衆的なそういった組織をつくり上げて、大衆的な運動で実現に向けて粘り強い活動を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 次、答弁を求めます。

小柳事業課長、お願いします。どうぞ。

○事業課長兼農業委員会局長（小柳一郎君） それでは、まず、町政アンケートに寄せられた声にどう答えるかの中のごみ袋値下げ問題、その後の進捗はということですが、一宮町としては、広域市町村圏組合7市町村の足並みがそろうことが大前提と考えております。現在も処理施設などの整備に伴う財政負担が発生していることもあり、値下げに慎重な意見があることから、結論は出ておりません。引き続き7市町村の意見の調整を図りながら、ごみ袋値下げ問題について一宮町から提案して議論を深めてまいりたいと考えています。

続きまして、生活道路、通学道路等の改善策ということでございますが、具体的にご意見の箇所は現在道路パトロールで確認しています。道路整備の町予算は限りがありますので、区長さんから要望をいただき、町で緊急性等を考慮した中で整備する順番をつけています。今後、整備が必要と思われる箇所は、区長さんと相談させていただき、整備してまいります。

続きまして、農業農政問題の政府の産業競争力会議農業分科会で議論のポイントは何か、また、農業委員会の上部組織である県農業会議や全国農業会議所の見解は、というご質問でございますが、安倍政権は昨年12月に、経済財政諮問会議と連携し、政府一体となって経済対策を打ち、成長戦略を実現することを目的として、日本経済再生本部の設置を閣議決定しました。その本部がことし1月に民間有識者を交え、産業競争力会議を設置したところです。5月19日に開かれた産業競争力会議課題別会合では、安倍総理は農業部門について3点の改革をセットで断行していくと述べました。

3点の改革の内容でございますが、まず、農業委員会等の見直しとして、より実務的に機能することができるよう、選挙制度を廃止し、市町村長による選任一元化と農業委員の人数を機動的な対応ができる規模に縮小する、そして報酬の見直し、そのほか農地賃貸借の権利移動の規制緩和、上部組織の県・全国農業会議所制度の廃止などが盛り込まれています。2つ目に、農業生産法人の見直しとして、法人設立に対して規制緩和。3つ目に、農業協同組

合の見直しとして中央会制度の廃止、全農の株式化などが盛り込まれています。

3点の改革の目的は、意欲ある担い手が活躍できる環境の整備、地域の農協が独自性を発揮し、農業の成長産業化に全力投球できるように、そして六次産業化を加速するため、企業のノウハウを積極的に導入することということだそうです。

県・全国農業会議所は、これについて農業、農村現場の実態を無視しただけでなく、現場で頑張る農業委員の気持ちをそぐ理解しがたい内容であり、決して容認できる内容ではない。とりわけ、本年7月の農業委員統一選挙を目前に、選挙制度の廃止が提起されたことは、現場の混乱を招くなど、極めて問題だと言わざるを得ない。

農地は、農業経営に欠くことのできない生産財であるだけでなく、生産を通じて国土、環境、水源、文化などの多面的機能を発揮する国民共有の財産であり、地域の貴重な財産である。農地を農地として活用できる状態で将来につなげていくことが極めて重要な課題である。そのためには、地域で営農に取り組み、地域に責任を持つ農業者の代表である農業委員の存在と活動が必要不可欠であり、その代表制を担保する公選制は基本である。また、農業委員会組織の3段階のネットワークは、広域化する農地の権利移動や農地相続等への対応、認定農業者や農業法人等の担い手の組織化など、農地と担い手を守り、生かす取り組みを支える大きな柱である。今後、農業改革に関する意見の内容や影響等を、農業農村現場の実態を踏まえて精査し、意見をまとめることとする。同時に農業・農村を切り開く改革に向け、農業委員会組織が一丸となって取り組みを一層強化していくこととする、と発表したところでございます。

続きまして、同じく農業農政問題で、町道1-10号線の歩道が完成しましたが、東部土地改良区との話し合いは十分行われたのか、また改善策等、今後の対応はという内容についてお答えいたします

下ノ原通り1-10号線でございますが、昭和59年度完了の県営圃場整備事業で、水田や畑の中に歩道用地を確保してありましたが、整備は進まず長らくそのままの状態でした。その後、平成10年から水田や畑と、確保した用地との間に柵板等で壁を設置し、埋め戻し、歩道の形態をつくりました。その後の状況は皆様もご存じかと思いますが、夏になると草が生い茂り、とても歩ける状態ではありませんでした。その状況の中、今回、町は国が打ち出した補助事業を取り入れ、昨年一気に工事に入り、町の負担はほとんどなく完成したところです。

ご質問の東部土地改良区との話し合いということですが、この歩道用地には土地改良区の用水管や水路等があり、その処遇についての話し合いはしてきました。また、歩道に隣接す

る農地所有者とは、出入り口の数、幅等について1軒1軒戸別に話し合いをしてまいりました。しかし、これまでは確保してあった用地では、出入り口はどこからも自由でしたが、町で工事を行い正式な歩道を完成させるとなると、転落防止柵の高さや車の進入等について道路法等の法律から制限されます。そのため、これまでと比較すると不便になったと思いますが、今後、個別に町でできる範囲の相談をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、廃プラスチック対策の中で、対象外の古いビニール回収は産廃扱ひ、数年に1回でも町のあっせんによる回収事業が取り組めないか伺う、という問題でございます。

一宮町農業用廃プラスチック対策協議会で実施している廃プラスチック回収は、野菜出荷組合、梨組合1回ずつを含め、年6回行っておりまして、その際、町は東金市にあるビニール再利用工場まで同行し、処理手続を行っており、平成25年度は17.2トンの回収量となっております。

ご質問の古い劣化した再利用ができないビニールは、産業廃棄物ということで、野菜出荷組合では2年に1回、組合独自で産廃取扱業者に取りに来てもらひ、処理しています。しかし、その際は運搬車代がかかり、多少処理費が高くなります。また、本人持ち込みの場合の産業廃棄物処理は、放射能測定も義務づけられておりまして、市原市にある産廃処理工場へ本人が搬入し、その際、本人の産業廃棄物ということで署名捺印しなければ処理してもらえない形となっております。町では、農業者の産業廃棄物処理は10年ほど前まで行っておりましたが、予算の都合上やめた経緯があります。町予算を出さずとも、募集して多くの希望者が集まれば、産廃取扱業者に取りに来てもらひ処理する方式をとっても、1人当たりの経費はさほどの負担にならないと考へますので、金額等を明記し、広報で産廃処理希望者を募り、新しくできた事業課の農業用相談窓口で希望者と直接相談し、町のあっせんによる回収事業として取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 次に、答弁求めます。

大場税務住民課長、お願ひします。どうぞ。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、国保税引き下げ要望への対応は、という質問にお答えします。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度として、全ての保険制度の最後の受け皿となっているため、加入者の所得水準が低く、年齢構成が高く、医療費

の支出が多いなど、財政基盤が弱く構造的な問題を抱えており、国保財政は大変厳しい状況となっています。

このような中で、町ではできる限り被保険者の皆様の国保税の負担を抑え、努力してまいりましたが、医療費などの増加がこのままの上昇率で推移した場合、健全な国保運営が図れない状況となるため、平成25年度にやむを得ず税率を引き上げて財政運営を行ってまいりました。

平成25年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みの状況ですが、歳出の保険医療給付費につきましては、約9億5,700万円で、前年比5.8%、金額にしまして約5,200万円の増となっておりますが、歳入の国、県、支払基金等からの交付金が増となり、繰越金は約1億1,000万円程度見込まれます。しかし、この繰越金の中には、前年度繰越金約4,200万円や財政調整基金繰入金2,000万円が含まれており、実質単年度収支は約4,800万円のプラスであり、基金も約3,000万円の保有額となり、財政危機はやや緩和されましたが、医療給付費が平成26年度も25年度と同様の上昇率で推移した場合、10億円を突破するおそれがあり、予断を許さない状況から、今後の収支の動向を注視しながら引き続き現行の税率で努力していきたいと考えております。

国保は、市町村の特別会計として運営されていますが、収入に応じて支出を抑制することは限界があり、支出に合わせて予算を組まなければなりません。医療費が増加していく場合には、国・県等の交付金には限りがあるため、保険税の値上げか一般会計からの繰り入れにより賄うことになり、国保の構造的な問題と指摘されております。

国では、国保財政の安定化や保険税負担の平準化の観点から、平成29年度を目標に、国保運営を市町村から都道府県へ移行することを模索していますが、全国市町村の約半数が赤字であり、広域化へは問題が山積みしています。

このような中、町では保険財政安定のため、特定健診の受診率向上による生活習慣病の早期発見、早期治療による医療費削減、ジェネリック医薬品の使用促進による薬剤費の削減、保険税の徴収強化等を推進し、何とか平成29年度まで財政運営が維持できるよう努め、国保会計の収支の動向を注視しながら、税率改正、一般会計からの繰り入れも念頭に置き、円滑な運営を目指してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。以上、答弁といたします。

○議長（森 佐衛君） 次に、答弁を求めます。

町田教育長、お願いします。どうぞ。

○教育長（町田義昭君） それでは、私のほうから、子育て支援策についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、学童保育のニーズ調査でございますが、これは平成25年12月に、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査、これを行っております。この中で、5歳以上の未就学児と小学生を対象とした調査、これを行っておるわけですが、この調査結果からでは、高学年、これは4年生から6年生、それから低学年、これは1年生から3年生、これがほぼ同数の利用希望がアンケートとしては出ているところでございます。これは多くの家庭で4年生以上の受け入れを引き続き希望しているというふうに把握しているところでございます。

現状でございますが、現状では1年生から3年生までと一部高学年を受け入れまして、特に待機児童は発生しておりません。余裕もある状況ではございます。しかしながら、今後対象学年を拡大する必要があるわけでございますが、現状施設では1年生から6年生までのアンケートニーズ調査どおりの利用希望が出た場合に、これを全て受け入れることは困難な見込みでございます。このため、外部委託や施設の新築等を含めて学童保育の整備について検討してまいりたいというふうに思っております。

また、来年4月からの条例化に向けての取り組みでございますが、既に準備を進めているところでございますが、学童保育に従事する者及びその員数については、国が定める基準に従うこととされております。現在、指導員は15人、うち保育士等の有資格者は5人おります。施設ごとに2人以上の有資格者を配置するという国の基準は満たしておるところでございます。しかしながら、指導員の定着化、あるいは有資格者の人材確保の方策のために、来年度に向けて指導員の処遇改善等についてさらに検討しなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 全ての質問に対する答弁が終わりました。

畑場博敏議員、どうぞ。

○14番（畑場博敏君） ありがとうございます。

それぞれ1点ずつやっていきたいと思っておりますけれども、まず、駅東口開設問題では、開設の重要性は町長と一緒にございます。これについてこれからの運動ということも含めて取り組んでいくということですので、協力できるところはどんどん協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ごみ袋の引き下げ問題についても、一番財政難で苦しんでいると言われている茂原市が提

案をしてきた中で、すごくいいチャンスだなというふうに思ったんですが、残念ながらまともになかったと。先ほど答弁ありましたように、これから一宮町がやはり提案をしていくということを頑張っていたきたいというふうに思います。これも期待をしております。

3点目、国保税の引き下げの問題については、もう2つの道を選ぶしかない。もう2年後ですか、29年からは県1本になる可能性が出てきていると。そういう中で、前回25年度で、平均的な所得の200万世帯のモデルケースで4万5,000円も上がってしまったということで、それでも滞納率は、一宮の加入者は頑張っているんですね。非常に滞納しないで頑張って納めていると。そういう中にきて、今年度はさらに外的な要因がまた変化をしていると。1つは、所得が減っているという方向が出て、しかも、消費税が上がって、それに伴う物価が上がっていると。こういう中で、じゃアベノミクスで所得がふえているかということ、ふえていないという現実の結果が出ているわけですから、ここはやはり社会保障として町長の英断が必要なのではないか、こういうふうに思うわけです。もう一度この点についての町長の答弁を求めたいと思います。

生活道路関係、通学道路関係については、その該当の区以外のところから出た要望についても、上がりましたらひとつ該当の区の区長さんと相談していただき、善処をしていただきたいというふうに思います。これは了解いたしました。

それから、子育て支援策の問題について、学童保育がいよいよ国も本腰を入れてくる中で、きちっとした制度設計がされて、自治体もきちっと責任を持つ形でやられてくると。そういう中で、子ども・子育て支援事業計画、これをつくっていくということで、質問の中でも言いましたけれども、国の基準というのはあくまでも最低ラインでありますので、支援員の補充とか確保とか、これはやっぱり一定待遇改善の方向性が見えていないとなかなか難しい問題がありますので、県はその講習会もやるというふうな計画になっていますから、ひとつ余裕を持った支援事業計画を立てていただいて、この計画に基づいて国は3分の1の財政支援をするという内容であります。だから、初めからぎりぎりの要望で出してしまうとそれでもう終わってしまいますので、これからの町の子供たちの育成のために努力をしていただきたいと思います。これも要望でよろしくお願いいたします。

農業農政問題については、政府が今進めている問題については、現場の農業委員会やその上部組織である農業会議が非常に反発をしていると、これは当然だと思います。先ほど農業委員会ができた経過の状況を話しましたが、戦前は大変な農民の無権利状態というのがある中で、それを耕作者に土地を与えるという農地改革をしたわけです。そういう中でそれを維

持するためには、やっぱり農業委員会という自主的な組織をつくって民主的に運営をしていく、農業者の声をきちっと農政に反映させるということでできた組織、それを今、国はまた壊そうとしている。こういうきちっとした捉え方をしながら、やはり現場の声を大事にしていていただきたいと思います。これは先ほどの答弁で結構でございますが、よろしく願いします。

1-10号線の問題、廃プラスチックの問題、10号線の問題は補助事業でいろいろ設計どおりできたかどうか、会計監査もあるでしょうから、その辺は住民の皆さんとまた機会あるごとにちょっとその辺は話し合っていていただいて、町ができる改善ということを心がけていただきたいというふうに思います。廃プラスチックの問題については了解いたしました。どうもありがとうございました。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 国保について、町長の見解をお聞きしたいということでございます。

先ほども、私も何回も議会で申し上げておりますけれども、国民健康保険が日本の医療制度を支える最終的な制度であるということで、どうしてもこれは守っていかなくやならないということがまず第一でございます。そして、先ほど議員さんからもお話がありましたけれども、現在の状況の中で、今の町の保険税の負担がやはりぎりぎりの数字であって、これ以上の引き上げはなかなか難しいということも十分承知しております。町の財政を預かる者として、ぎりぎりの選択、ぎりぎりの判断をして対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

畑場議員、どうですか。

○14番（畑場博敏君） 終わります。

○議長（森 佐衛君） いいですか。

以上で畑場博敏君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時10分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議場内の温度調整を行いました。暑いようでしたら、上着を脱いで結構でございます。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（森 佐衛君） 次に、藤乗一由君の一般質問を行います。

4番、藤乗一由君、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 通告書の順番どおりですが、3問の質問を提出しておりますので、1問ずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です。どうぞ。

○4番（藤乗一由君） では、1問目です。一宮川最下流部の護岸工事について質問いたします。

一宮川津波対策事業について、鶴野澤議員からも提出されておりましたが、同様です。一宮川下流周辺部は津波災害の対策のために護岸の擁壁のかさ上げ工事を進めるという計画が発表されて以来、その方向性だけで、具体的な中身とスケジュールがまだ見えてきておりません。最終決定には至っていないということです。周辺にお住まいの方々も、不安とともに、早急に工事に着手してほしいというご意見もあることをお聞きしております。この点は緊急の問題でございます。

一方で、その景観や川の利用面などにおいて、長い目で見た場合に、全く川も見えなくなるような形で、果たしてそれが将来的に一宮町にとっていいことなのでしょうか、という意見についても伺うことがございます。さまざまなイベントが催される場所でもあり、一宮町の資源としても重要です。また、全国的にも有名な水鳥たちを初めとした生き物の宝庫でもあるという一面もあります。その意味においても重要な財産とも言えます。工事の内容やスケジュールについて具体的に発表されていない以上、これから具体的にできると考えますが、先ほどの鶴野澤議員の質問の趣旨と重なると思いますが、質問とさせていただきます。

1、住民からの意見等はどのような状況なのか。

2、防災あるいは平時の利用の観光等も含めた長期的な展望について、町はどのように認識しているのか。

3、できる限り速やかな安全対策のための工事の推進はすべきという意見とともに、改修後にも河川の利用面、観光や町のイメージを大切にすべきという意見に対しては、町はど

のように考えているか。

以上について、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の質問にお答えいたします。

一宮川最下流部の護岸工事についてでございますけれども、まず、住民からの意見等ほどのような状況かということでございますけれども、昨年9月にこの護岸工事につきまして、一宮川のかさ上げ工事を行う付近に住む住民の皆さん方を対象に、2回に分けて住民説明会を開催したところでございます。私はその説明会に出席しておりましたけれども、その時点では県のほうから工事の概要の説明がございまして、それについての質問を受ける時間もありませんけれども、特にその段階では反対意見等は出ていなかったように思います。しかし、その後、工事の内容につきまして住民説明会に出ている方ではなくても、いろいろな方々から町のほうに、あるいは直接私のほうに、ご意見を聞いております。

どういう意見が多いかといいますと、先ほど議員もおっしゃったように、やはり一日も早く進めてほしいというのは当然なんですけれども、同時にやはり一宮川が昔から風光明媚な場所であり、年間を通じて、町内の人だけではなくて、多くの観光客が散策やあるいは釣りや川遊びで楽しんでいる場所であるということで、その川が全く見えなくなってしまうのはやっぱりどうなのかなという形の、そういうことで景観とか利用にも十分配慮して進めてもらいたいという意見が出ておりました。

そして、もう一つは、住民説明会の対象者というのが工事を進めている地区に限定されておいた関係で、関心は持ちながらもその説明会に出ていないたくさんの方々がいらっしゃるわけですね。そういう町民から見ると、どういう内容の説明があったのかぜひ聞かせてほしいと、そういう場でもってできれば自分の意見を述べさせてほしいという方もいっぱいいらっしゃいました。

そういうことで、これを受けまして町のほうでは昨年12月、当時の土木事務所の所長さんでありますタムラさんに宛てまして、私の名前で要望書を出しております。その1つの内容は、景観や利用にも十分配慮して事業を進めていただきたいということと、それからさっき言いました全住民を対象にした住民説明会を開催してほしいという要望を差し上げているところでございます。

この4月で、また新しく所長さんがかわりまして、5月になって土木事務所のほうから説明に参りました。この所長さんも基本的に同じような考え方をしていきまして、やはり今の時代は、よく説明して皆さん方に理解をしていただいて、町の意見を1つにまとめて、それを県としては実施していきたいということなので、今そのための準備を進めておりますと。9月ごろには、案というのは、所長さんの話によりますと、先ほど言いましたけれども、これは国の補助対象事業になっていますので、幾つかの要件がございます。その要件を満たす案を幾つか用意をして、例えばA案、B案、C案、D案という形で用意をして、それを説明会で説明して、住民の皆さん方に判断をしてもらおうと、そしてそれが1つにある程度まとまったら、それを県が実行するというような考え方を所長さんはしていらっしゃると聞いております。

これは補助対象事業なので、平成27年度がめどなんですけれども、ただ、所長さんも話していましたけれども、これは27年度でこの事業がなくなってしまうということでは恐らくないんじゃないかと。ただ、27年度までの補助率が27年度以降変わる可能性はあるけれども、この事業自体がなくなってしまうことはないので、必ずしも終わりが27年度というふうに決めることもできないということをおっしゃっていました。

それから、さっき言った高さをどうするのかということと、景観をどうするのかということは、これは一宮川だけではなくて、実際にもう被災地で大きな問題になっていきまして、気仙沼なんかでも、そして同じ地区の中でも、町の中でも、川のそばに住んでいる方と川から離れている方、それから新しく町へ移ってきた方、昔からもともと住んでいる方、全く考え方がる程度違うんですね。その辺のところは非常に難しい問題になっていきまして、大きな問題になっております。町としましてもできる限り丁寧な説明会を開催していただいて、住民の皆さん方によく話し合っていていただいて、1つにある程度まとまるものをまとめてやっていきたいなど。これは今ちょうど白子町の南白亀川でも同じような問題が起きています。南白亀川の、白子の町長さんも同じような意見でございまして、何とかそういう形でいきたいなど。最終的にはいろいろ苦しい選択を私たちは迫られることになると思いますけれども、やはり決めないわけにはいきませんので、ある段階でやはり決めざるを得ないと思うんですけれども、そのためにはたくさんの情報を住民の皆さん方にお届けして、皆さん方が納得するような方向で進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 4番、藤乗です。

今、お答えいただきましたけれども、一宮川を取り巻く自然環境は町長おっしゃるようにそれ自体が町の財産でございますから、一宮へ移住してこられる方や子供たちがこの土地を故郷として愛する心を育んでくれる重要な財産だと思います。一方で、周辺にお住まいの方の安全・安心を担保するための護岸工事が、まだ明確ではないといいながらも、一応平成27年度までの予算措置という形になっておりますから、時間的にもかなり切迫しているわけです。それらにも配慮したスピーディーな対応と県への強い要望をお願いしたいと思います。

また、その中で、工事の方法についてですけれども、用地の取得から入らなければならないというような形の工事ですと、期限もある程度限られているという中で、現実的にはまず困難であるというふうに考えられます。ですから、全体を見て各部分ごとにおいて対応可能な方法、提案をしていただけるということですが、住民の側からも提案できるような環境をつくって、現状の計画を改善して対応できるような方法を検討していただけるようお願いしたいと思います。

ただ、景観という意見がございますが、何をもって景観をよいとするのかということ自体がはっきりしないところで、意見も分かれるところです。むしろ川に触れ合い、川を利用するという面で、これまでに近い形で、できるだけ利用できるという視点で対策してほしいと思います。ですから、早く、しかも川の利用環境を維持するという視点ですね。

例えば道路脇の擁壁の高さが相当かさ上げされる、そういう箇所のうち、多少難しい面ではあると思いますが、道路自体もかさ上げすることが可能な場所もあると考えられます。町道であるからという問題点もあるとは思いますが、それによって道路から川を全く見ることができないという部分も一部解消するということも可能な場所もあると思います。特にかもめ橋から下流部分ですね、その辺のあたりにつきましては、イベントなどにおいても特に利用される。あるいは水鳥等の環境をウォッチングしたりとかということで、多くの方が全国からいらっしゃるということもあります。そういうわけですから、この部分ではできることであれば、特に右岸部分につきましては、道路の脇の部分幅広い箇所もあるわけですから、何らかの形で従来のように利用できるような措置をしていただける、そういうような提案があってもしかるべきではないかというふうに思います。

また、説明会ということで、実際には町としてもどういう方向性で提案して、あるいは推していくべきかというのが不明な部分、決めかねているところだと思いますが、なかなかいろいろな説明会を実施しても住民が集まらない、あるいは意見も出ないというケース

が多くあります。そこで、できるだけ多様な意見が出るような環境づくりをしていただきたいと思います。微妙な問題ですので、実際には参加した方が発言しにくいという場面も当然あると思います。その中で、例えばご案内するという場面で、放送による案内等あると思いますけれども、例えば通常ですと、一宮川の護岸整備に関する県の説明会が行われます、ご参加くださいという程度の案内になってしまうかと思うんですけれども、これをもうちょっと踏み込んで、護岸工事の細部については具体的にはなっていない部分もあるので、場所よっての工事の工法その他も異なっています、そこで皆様のご意見もお伺いしたい、というような形で、多少突っ込んだ形でご案内するというのも関心を高める工夫の1つではないかと思います。そうしたことも含めて、どういう形で進めるかというのを準備していただいて、県に対する要望も強くしていただきたいと思います。それについて町長のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 答弁願います。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 今、藤乗議員のほうからお話がありましたけれども、確かに説明会の開催についてという一般的な呼びかけでは、住民の皆さん方がやはり問題点の所在を把握して積極的に参加するというのは難しいと思いますので、今、言ったような切り口で、やはり関心を持って一人でも多くの方が参加できるような形を工夫して開催したいと思います。以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） よろしくお願いします。

それでは、続けて2問目の質問に移らせていただきます。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） この新庁舎の建設の手法として採用されたプロポーザル・デザインビルド方式、この完成までの問題点等の検証について質問いたします。

1、今回採用されたプロポーザル・デザインビルド方式について、問題点を含め、どのように考えているか。

2、近隣自治体の例との比較ではどう評価するか。

3、今後、公共建築物の建築や改修に当たってどのように生かすべきと考えるか、という点です。

実際のところ、例えば皆さんもご存じと思いますが、大多喜町の庁舎建設の場合には、予

算と面積が一宮の場合とかなり接近した部分がございます。視察にも行かれたと思いますのでご存じとは思いますが、この場合には、プロポーザルに応募された件数が104件ということで、非常に多いわけですね。それぞれどのような内容で提出されたかという点に関しまして、手元にはございますが、こうした冊子もつくられているんですね。二次審査に残った十数件につきまして、表彰されたものにつきましては模型も展示されていたというようなことがございます。これは単純に数字だけで比較すれば、より競争が健全で多様な意見が集められる、そういう競争の中で発注すると。そうすると、発注する側としては好ましい部分が多いと考えられます。ただ、プロポーザルの条件について、一宮の場合には、比較すると厳しい部分もあったかというふうに考えられます。さまざまなことを考えると、比較しにくい部分も多いわけですが、こうした事実も踏まえて今後のためには今回の経験を生かすという場面も多く考えられますので、きちんと検証しておいていただきたいと思っております。これについてお願いします。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

岡本まちづくり推進課長、どうぞ。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） 藤乗議員の質問にお答え申し上げます。

一宮町の新庁舎は、工事費用を抑える中で、一般の庁舎よりも丈夫な建物を早期に完成させることを目標にまいりました。近隣市町村や町内の過去の実績を調べた結果、これまでと同じ方法では大幅に建設費用が不足してしまうことがわかりました。そこで、民間業者の知恵や技術によってこの問題を解決するため、プロポーザル・デザインビルド方式を取り入れたところでございます。当町としては初めての試みであり、全国的にも例の少ない方法のため、不安を感じる方もいたかと思っておりますが、ほぼ計画どおりの費用と工期で新庁舎が完成いたしました。

課題といたしましては、設計施工一括契約方式のデザインビルドの場合、設計会社と施工会社が同じであるため、品質などの管理が甘くなるのではないかという懸念もありましたが、専門技術を持つ第三者機関に監理を委託しまして、課題解決を図りました。

また、プロポーザル方式による業者選定につきましては、全国的に建設業者を公募しましたが、実際にプロポーザルに参加表明した会社は2社でありました。町の要求水準に対して建設予定価格が低かったことが主な原因であると考えております。今後は参加資格や審査基準についても改良を重ねていく必要性を感じております。

なお、プロポーザル審査の応募状況や審査の経緯につきましては、審査結果報告書としま

してまとめ、町のホームページでも公表しております。

最後になりますが、今後の公共建築物の建築や改修に当たっては、一つ一つの事例によって国や県の補助金や交付税措置等の条件も違うため、費用を含めて最も有効な方法を選定すべきと考えております。プロポーザル・デザインビルド方式は建設手法の可能性の一つとして捉えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 4番、藤乗です。

ご回答いただきましたが、補助金を当てにするような事業の場合にはこの方式がなかなか利用しがたいという現状があるということをお聞きしておりますので、ご回答の趣旨はわかりました。ですけれども、応募状況や審査の経緯だけでなく、今後に生かせる可能性も含んでいるわけですから、問題点、反省点、対策、こういったものを含めて、多少時間をかけてでも整理しておいていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 岡本課長、どうぞ。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） そうですね、時間をかけまして、いろいろ問題点もございましたと思いますので、整理をしていきたいと思っております。

○議長（森 佐衛君） 藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） よろしくお願ひします。

それでは、続けて、3問目の質問に移らせていただきます。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 海岸広場の追加工事に関して、次のような点について伺います。

1、海岸広場の具体的な利用目的は何か。

2、なぜ追加となる工事を必要とするのか。また、利用目的の追加や変更により必要となったという工事であるならば、もしそうであるならば、あらかじめそれを想定できなかった、あるいはしなかったのはなぜか。これについてお願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

岡本まちづくり推進課長、どうぞ。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） 質問にお答え申し上げます。

海岸広場につきましては、観光客誘致を目的とした平成23年度事業であります魅力ある観

光地づくり事業の県単事業を導入し、トイレ、駐車場を一宮町の玄関の入り口としまして整備いたしました。

トイレや駐車場の設定につきましては、一宮海岸や海水浴場の観光客だけでなく、野球場やテニスコートを利用する方にも使用できるような運動公園との連携を考え、利用しやすい入り口付近に設置したものでございます。そして、今回の海岸広場の整備計画でございますが、シーサイドホテルオーツカの大塚会長には事前に了承を得ております中で、大塚実海と緑の基金を活用しまして、海岸広場の整備を行います。

整備としましては、町民からの要望から、大きいところでは、公園らしい公園が欲しい、多目的に利用できる空間にしてほしい、美しい環境の場所にしてほしいなどがございました。これに町側で応えるため、子供と親子の遊び場、高齢者の各種スポーツや集いの場所、町民の癒しと憩いの場所、各種イベントの場所ということなどの利用形態で計画をしたところでございます。多目的広場には、植樹と芝広場や築山を整備し、子供たちが遊べる滑り台、ブランコなどを設置します。また、ロータリー内には花壇やベンチなどを設け、海岸広場周辺には花木の植樹や石垣で土どめなどの整備を行います。

なお、この整備につきましては、つくも会、子育て世代の方々や、地元の区長さんに意見をいただいた中での整備計画となります。このような整備をした広場に観光客や町民の皆様が憩える場所として考えていきます。そして、これから考えられますことは、将来的には道の駅としての活用すべき考えもありますので、慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） ただいまお答えいただきましたけれども、海岸広場に関しまして、ここに車で乗り入れてとめてしまうと気づきにくいところかもしれませんが、歩いて入り口に立ちますと、この広場の主役は明らかにトイレだなという感じを受けます。トイレを主役とした広場という形なんですね。イベントやスポーツ、あるいは将来的に道の駅という可能性もあるというようなお話も伺いましたが、そういうための利用といいながら、実際、その実、トイレが主人公という設定は、まずトイレをつくって後から考えればいいんじゃないかというような考え方でしかないのかなというふうにはしか見えなわけです。利用しやすい位置ということでご答弁がございましたが、利用しやすい位置ということで考えれば、例えば入り口脇、あるいは交差点の信号の近くの部分ということも当然考えられるわけで、そういっ

た形のほうが広場そのものを広く使えるというふうに考えられるのではないか、自然に考えるとそうではないかというふうに思います。

最初の工事の行われる前の時点で、住民の皆さんの中からのご意見の中には、グラウンドゴルフですとかスポーツ、公園といったことも当然あったかに聞いておりますので、町長ご自身もご承知だったはずと思います。公園ですとか各種スポーツ、イベント、道の駅という含みもある中で、どうも中途半端な形でしかないかなというふうにしか思えません。これには、最終的にこの位置にするというところに来るまでの、最終決定までの段階の検討の部分での、場合によっては最終決定をする段階の仕組み自体に問題があるのではないかというふうに私は想像するわけですが、各種意見を十分に配慮して、それで場合によってはもう一度外部からの意見も取り入れた上で判断する。短い期間の中でということではあったと思いますが、そういうことも十分可能だったのではないかということで、私としましては、なぜそういった点を十分に考慮しなかったのかというのが非常に不思議でございます。

そこで、再度、どのような想定によってこの位置にということを経済決定されたのか、その段階で、いろいろな想定というのがどうして組み入れるような考え方ではなかったのではないかというふうに思えるのですが、その辺のところを町長にお聞きしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから。先ほど申し上げましたけれども、トイレと駐車場の整備につきましては、県の事業を活用して実施したものでございまして、補助金を使っておりますので、予算の範囲内で補助金の関係のいろいろな縛りがございましたし、またその要件の関係、その中でどうしてもトイレの位置と駐車場の範囲を計画するというので、やはり若干の制約があったということは事実でございます。また、トイレが隅でありますと防犯上危険であるということで、安全面を考えて中央にしたということでございます。また、防犯カメラも設置してございます。

なお、海岸広場の計画は、町の総合計画の中にも公園という形で当初から位置づけされております中で、今回、空き地を整備する工事に入るわけですが、これは実際に私もいろいろ意見を聞いてみたんですけども、住民の中にはいろいろな団体の方がいらっしゃるわけですね。やっぱり自分の団体というか、自分たちの活動をやはり一番基本的に考えているわけです。ですから、グラウンドゴルフをやる方はグラウンドゴルフのための専用の場所が本当は欲しいと、子供を育てる方は子供のための小さな子供の広場が欲しいと。

しかし、ご存じのとおり、あの場所は一定の制約がございますし、あれもこれもというわけにいかないわけです。

ですから、そういう中で、先ほど課長が話しましたけれども、約1年間ぐらいかけて、それぞれの団体の方に集まっていたいて、何度も話し合いを重ねた中で一定の、はっきり言えばある団体から見れば妥協になるわけですけれども、じゃ、この程度だったら仕方がないなという形の中で一応落ち着いたということでございまして、藤乗議員さんの恐らく考えでいえば、最初からしっかりとした、誰からも文句も出ない計画をつくって進んでいくのが一番望ましいと思うんですけれども、なかなか実際にはそのようにはやっぱりいかなかったということございます。これからもそういう形でできる限り無駄のないような計画をつくっていきたいと思いますけれども、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） お答えいただきましたけれども、今の中で、私のほうの申し上げた、最終決定の回答を検討するその仕組み自体にも何らかの問題があったのではないかと。現状でそういうことが考えられるのではないかと。といいますのは、これまで、例えば保育所の計画、これの変転に関してもそうですし、この新庁舎に教育課が移転できないという問題に関してもしかりでございまして、本来もうちょっと意見が出ないこと自体がおかしいのではないかと。というふうにしかな考えられないんですね。そういった含みをも持って、この最終決定ということに、仕組みに問題があるのではないかと。

玉川町長のほうで、例えばこれについて考えておいてくれ、つくっておいてくれというふうに投げってしまうだけではないのではないかと。同時に、ご自身でも十分に考慮して、上がってきた意見ときちんと比較するというような段階がなければおかしいのではないかと思います。それでなければ、結果的に、今、申し上げたような事柄に関してもそうでしたけれども、無駄な出費がされてしまうという形を繰り返すことになってしまうと思うんですね。そういうわけですから、その辺のところをあらかじめ想定、それ自体も想定するということをしていただきたいのですが、その辺のところを、先ほど回答の中に入っていなかったように思いますので、お願いしたいんですが。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 今、藤乗議員からおっしゃったように、そういう仕組みについては改めるところは改めていって、そういったことのあるべく起きないような仕組みをつくって

いきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 藤乗議員、よろしいですか。

○4番（藤乗一由君） そういうことでしたら、十分に考慮してお願いしたいと思います。将来的なビジョンを個々の施策に持っていて、無駄な出費をなくしていただくようにする、それを生かしていただくというふうにしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 岡 巖 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鶴岡 巖君の一般質問を行います。

15番、鶴岡 巖君。

○15番（鶴岡 巖君） 15番。私も2点質問通告しておりますが、1点ずつ区切って質問したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 結構です、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） まず1つ目ですが、東浪見土地区画整理事業地の中にあります集中浄化槽の管理問題について、まず質問したいと思います。

ご存じのように、東浪見土地区画整理事業の解散に伴いまして、集中浄化槽、汚水処理施設の管理方法の解決が、今、課題になっています。町は、設立当初の組合との協議の中で、組合からは、利用者で管理するので合併浄化槽から集中浄化槽への計画変更を認めてもらいたいとの理由や、ほかに3点の理由を挙げ、利用者などによる管理組合を立ち上げての管理運営をしてほしいと主張しております。しかし、一方、組合や利用者からは、本事業を進めてきた町の役割、果たしてきた責任、性格などを主な理由とし、当然町管理とすべきとの考えで、二度にわたり300名近くの方、利用者などから請願が出され、町との協議をしてきました。下水の処理問題はもとよりまちづくりの根幹であります。法律では水質汚濁法と親子関係にあります下水道法では、自治体に、町にですね、下水道事業計画の策定を義務づけています。町は全体の下水や排水の総合計画を視野に入れた判断と対応が当然求められます。この問題での対応を誤れば、今後の住民との協働のまちづくりを進めていく上で大きな影響が出ると思ひます。以下の点と関連することを伺ひます。

1つ、国土交通省は、5年以内に全ての自治体に下水道事業管理計画の策定の方針を明ら

かにしています。町の基本計画では、公共下水道基本計画はあるが整備はされていない、市街地合併浄化槽の設置が困難な場合は小規模集中浄化施設の策定、などを挙げています。町は、全体を網羅した総合的な下水道・排水計画は現在ありません。今回の東浪見土地区画整理事業の管理組合のあり方は、全体計画の中に位置づけて、総合的に考え、判断する必要があり、見解を伺いたいと思います。また、今、東浪見土地区画整理組合の事業地の中には計画人口が1,880人となっています。2,000人近くの方が住む地域で集中浄化施設などを利用者が管理している自治体は全国の中にありますか。あればその管理内容を伺います。これが1点目であります。

2点目には、東浪見土地区画整理事業地のスタートした当初の人口は実に24世帯、84の方が住む地域でありました。20年余り経過した現在は、900人近くが生活する住宅地へと大きく変わりました。しかし、本事業はこの間、多くの難問を抱え、苦闘してきました。その分岐点となったのが、平成4年の集中浄化槽設置を決めた組合総代会にあります。その後、多くの負債を抱え、解決のため組合役員、理事や組合員の結果責任を大きく問われ、町も道義的責任を負いました。今、町は組合解散を目前に、集中浄化槽管理組合のあり方で協議中ではありますが、現実的な解決方法が迫られております。管理組合は、町と利用者の両者で一体的に構成し、将来は利用者だけでも運営できる管理組合を視野に入れた指導・援助が町は必要と考えます。見解を求めたいと思います。

この2点について最初お願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

玉川町長、初めにお願いします。

○町長（玉川孫一郎君） まず、今回の管理組合のあり方は町の全体計画の中に位置づけて総合的に判断すべきだとの議員の質問でございますが、現在の町の財政状況や社会経済情勢を見ますと、公共下水道を計画し、処理区域として位置づけることは難しく、計画のない現状において慎重に検討した結果、汚水処理施設を町が引き取れないと判断したものでございます。

これはどういうことかといいますと、一応わかりやすく話しますと、この管理施設について平成6年当時、町と組合の間で町が引き取るかどうかの協議をしたことがございます。そのときに、町のほうとしては無償であれば町がそれを管理して、町全体の公共下水道にそれを発展させていくということを考えておりました。この平成6年当時は、町の総合計画を見ますと、平成24年時点、ですから、ちょうど平成6年に計画ができておりますので、要する

に20年後の平成24年時点の町の将来人口は2万5,000人というふうに想定しております。これは現在は、その後皆さん方ご存じのとおりですね。ですから、2万5,000人に人口がふえていけば当然税収も上がってまいりますし、そういった中でこれをやっているというふうに判断をしたわけでございますけれども、先ほど午前中の議会でも何回も出てまいりましたけれども、人口の構造が大きく減少しております、一宮町の人口は現在1万2,000ちょっとでございます、ほかの市町村はどんどん減っておりますけれども、一宮町は努力をして何とかこの人口を維持することが一つの大きな目標に今なっております。そういうことで、とても当時のように2万5,000人の人口を想定した下水道の施設は、ちょっと現段階ではやはり無理であるということで、こういう判断をさせていただいたものでございます。

また、2,000人規模の集中浄化槽施設を利用者で管理している自治体はあるのかということでございますが、調べた結果は現在ないと聞いております。

次に、管理組合の運営方法でございますが、町としましても、東浪見土地区画整理組合が解散したら全て終わりだとは考えておりません。したがって、管理組合の運営が軌道に乗るまでは町と利用者で一体的に運営していくという提案については、十分に検討に値するものだと考えております。

しかしながら、この提案を検討するには2つの課題を、事業主体である東浪見土地区画整理組合で早急に解決していただくことが必要となります。その1つは、まず管理組合を設立して、施設と土地を移管すること、もう一つは、東浪見土地区画整理事業費における、整理事業に現在余剰金ということで約1億近くの余剰金が出ておりますけれども、その中から3,000万円程度の準備金を管理組合に支払う議決を総会でお願いしたいということでございます。このことは事業主体であるだけでなく土地の売主でございますので、東浪見土地区画整理組合の責務であると考えておりますので、誠意ある対応を望むものです。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） それでは、今、答弁されましたことについて再質問していきたいと思いますが、まず2点、私は質問しました。町長のほうから、1点目に管理組合のあり方は町の全体計画に位置づけて総合的に判断すべきと私は質問しました、それに対しまして町の答弁では、町の財政状態や社会情勢を見ると、公共下水道を計画し処理区域を位置づけることは難しいと。計画のない現状では、慎重に検討した結果、汚水処理施設は町が引き取れないと判断した、とのことでした。この理由というのは、今までも出されたことのない理由で

すね。それはそれとして、答弁されました。

質問に入りますが、平成21年の町の担当課から基本構想という資料をいただきました。これは当然町がつくっているわけですから、町長も十分承知している、この基本計画の基本構想、これは構想ですから、計画を立てる前の構想だと思いますが、それを見ますと、この赤いマーク、町長もこの資料を見られるといいと思いますが、この中に東浪見土地区画整理組合の事業地は公共下水道区域内にというふうに構想でははっきりとされています。要するに公共下水道を将来考えてもいいよという区域に入っているわけです。その中に、今回、東浪見土地区画整理事業地の集中浄化槽が入ってきたということですね。それをまず押さえていただければと思います。

ご承知のように、公共下水道事業は国土交通省の管轄です。農業集落排水事業は農水省の管轄。合併浄化槽事業は厚生労働省の管轄。3つに分かれているんです。これはあくまでも補助事業の問題で分かれていると思いますが、いずれの事業も目的は、川や海に汚染物質を流さないなどの水質汚濁法による水質保全であります。ですから、窓口は違うけれども、目的は同じだということ。町として環境対策をどうするのか。単に污水处理施設の管理先を決めるものだけではないと私は思っています。

町の汚水の排水設備の現状は、計画人口で見れば、農業集落排水事業が約4,000名の人たちが農業集落排水事業を使って処理することになっています。東浪見土地区画整理事業の集中浄化槽で、計画人口で見ますと約2,000名になります。4,000名と2,000名ですから、6,000名の方がこの2つの事業を使って排水することになります。町人口の半分が公共下水の役割を果たすことになっています。それだけ東浪見土地区画整理事業地の合併浄化槽の施設というのは、町にとってみれば非常に大きいものです。町の環境対策から見れば、汚水・排水対策として一定の国庫補助もある市町村設置型合併浄化槽整備事業というのがございます。これなども検討に入れて、町全体の現実的で財政面も考慮した全体の基本計画をつくり、その計画の中で管理組合のあり方を本来は判断すべきだと考えますが、この面について再答弁を求めます。

2点目の、管理の運営方法を質問しましたが、町は、管理組合の運営が軌道に乗るまでは町と利用者で一体的に運営していくという提案については十分検討に値するものと考えます、十分検討に値するものと考えます、決して揚げ足を取るわけじゃないですが、私は審査を求めているわけじゃないんです、検討に値するとか。提案については十分検討に値するという町の回答は、極めて第三者的で、評論家的であり、当事者意識が薄いと言わざるを得ません。

現段階で、町は利用者で一体的に運営していくことが現実的であり、私は解決するためにはこの方法しかないと考えますが、再答弁を求めたいと思います。

それから、町長がお答えになりましたが、当初は要望事項としましたが、これも回答していただきたいと思います。解決のための2つの課題を町が示されましたが、1つは、管理組合を設立した集中浄化槽施設と土地の移管の問題、2つ目には、事業費の余剰金の中から3,000万円ほどの準備金として設立後の管理組合に残す議決を総会で得ること、これが1つ課題ですと言われてきました。こうした課題が、土地の売主である東浪見土地区画整理組合の責務であり、誠意ある対応を組合と役員に求めているところです。これは町が組合に求めているところです。剰余金の扱いについては、総会での議決事項になります。総会での賢明な判断が求められますが、その解決には銀行団との和解事項や公共施設管理者負担金導入時に組合役員から町へ提出されました上申書の内容の確認などが重要となります。町は土地区画整理法123条により必要な勧告・指導・援助ができるとした規定を生かして、町から組合への強力な指導が求められますが、これについては今後どういうふうに取り組むのか答えていただきたいと思いますが、要望として考えていましたが、町長が答えられていますので、今後の取り組み方を、わかる範囲で結構ですから答えていただきたいと思います。

以上、3点、お願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 第1点目でございますけれども、町内を先ほど議員がおっしゃったように3つの区域に分けております。公共下水道の区域と集落排水事業の区域と合併浄化槽の区域と、3つの区域に分けてございますが、全圏域汚水適正処理構想というのがございますが、これはおおむね5年ごとに見直しが県から義務づけられております。千葉県ではこの全圏域汚水適正処理構想に計画されていなければ、実際の事業はできない形になっておりますので、次の見直しは平成28年度ごろと聞いておりますので、その中で、市町村設置型合併浄化槽の整備事業についても検討の中に入れて見直しをしてまいりたいと思っております。

また、2番目の管理組合の運営方法でございますが、鶴岡議員のおっしゃるとおり、町は管理組合の立ち上げから軌道に乗るまで、利用者と一体となって進めていきたいと考えております。

第3点目の組合に対する指導、必要な勧告・指導・援助ができるという規定でございますけれども、これは私のほうで、今までも同等でございましたけれども、理事会とか、あるい

は総会に出席して、あるいは役員の方に粘り強くお話をして、また組合員の方にもよく理解していただくようにお話をして実現していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） ありがとうございます。それでは、確認して、この質問について終わりにしたいと思います。管理組合の運営というか管理運営の仕方は、町と利用者などと一体になって取り組みます。飛行機でいえば、ちょうど上手に離陸できるように、将来そのような感じまで見定めるような指導・援助をしていきたいというふうに解釈してよろしいでしょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○15番（鶴岡 巖君） ありがとうございます。

○議長（森 佐衛君） では、次の質問どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 次の質問に入りたいと思いますが、職員の多忙化対策と管理職手当の見直し問題について質問したいと思います。

この問題につきましては、昨年10月の決算委員会で決算認定の審議の中で、私も議員になってこれほど異例の是正要望が出されたことはありませんが、1つは、職員の事務量の増加に伴う職員の多忙化による負担増是正のために、職員確保と適正配置。2つには、郡内でも低い状況にある管理職手当の見直し、改善が指摘されました。是正の勧告であります。職員は住民の共有財産でもあり、特に先頭に立っております管理職員は日常的に重い責任を負い仕事をしております。新庁舎となり住民サービスの低下を招かないよう、組織としての改善が求められます。以下の点について改善に向けての取り組みと関連することを伺いたいと思います。

1つは、決算委員会より、職員数が減る中で、30名ほど減っておりますが、職員の多忙化と職員数の確保と適正配置、職務内容の精査と改善まで踏み込んだ異例の是正要望が決算委員会から出されております。また、管理職手当を改善する要望も出されております。この2点について町長の認識を伺いたいと思います。この問題について町長はどのような認識を持っているのかということ伺いたいと思います。

2つ目には、職員数の確保と適正配置へのその後の取り組み状況を伺いたいと思います。また、多忙化の一因となりますトップダウン、トップダウンといいますのは町長が関係課、

関係職員に職務命令あるいは指示を出されることでもあります。これはもちろん全てがだめということではないと思いますが、しかし、職務命令あるいは指示を出された担当課や職員にしてみれば、優先して解決が迫られることとなりますので、業務が過重となります。そうしたトップダウンによる業務の改善の取り組みを町長に伺いたいと思います。ですから、町長はトップダウンと気づいていないかもしれませんが、職員からすると過重になっているということがあるのではないかとということで、その取り組みを町長に伺いたいと思います。

3つ目には、事前に示されました近隣町村の管理職手当の額を比較してみますと、これは町長も十分承知だと思いますが、私も担当課からいただきましたからわかります。今年度は町長の計らいで、課長さんたちが8,000円プラスになったということですが、一宮町は課長で管理職手当がもとは3万2,000円が8,000円プラスされて4万円になったということですね。

ちなみに近隣町村のものを見ますと、睦沢町は課長さんで6万6,500円、一宮町は改善されて4万円、2万6,500円差があるということがわかると思います。長生村は現在機構改革中だということで、今まで6万6,500円支給されていたうちの55%を支給されているということで3万6,575円というふうになっていますが、これは機構改革が終わり次第、元に戻すのではないかと予想されています。白子町も同じように、課長、主幹、補佐、平成26年度は課長さんについては本給の10%、主幹については8%、金額ですと4万円から4万4,000円、3万円から3万2,000円というふうになっています。これと比べても一宮町は低いんですが、長柄町にいけますと課長さんは5万4,000円、班長さん、これはグループ長かもしれませんが3万3,000円、長柄町は課長が6万6,500円というふうになっています。

こういうことを比べますと、やはり一宮町が低いということがわかるわけですが、今年度は8,000円プラスされていますが、まだまだ大幅に低い金額であり、8,000円を増額した根拠は何ですか。また、今回の措置では主幹への増額はゼロですね。主幹への増額は全くありませんが、この理由は何ですか。町長に伺いたいと思います。ご存じのように管理職は何時間残業しても残業手当の支給対象ではないですね。

それから、4番目、広域職員の場合と比較するとどうかということで、町長は広域の副管理者ですからよくわかると思いますが、町職員と比較しても、管理職手当も低いし、それから地域手当が茂原市ですから6%加算されます。そうしますと、一宮町に職員で勤めていた方が広域に勤めますと管理職が上乘せされて、上乘せというか差額が上乘せされて、それに地域手当も加算されます。ただ、地域手当の場合は国の制度ですので、なかなか難しいんでしょうけれども、この違いを町長は副管理者として、広域の議会に出されてきたときに、そ

れが原案として出されますから、そのときにはどういう態度で今まで臨んできたのか。どう考えるのか認識を伺いたと思います。

この4点をお願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 私がお答えいたします。

まず、第1点目の職員の多忙化と職員数の確保についての町長の認識を伺いたいということでございますけれども、昨年度、実は、社会経済情勢が大きく変化している中で、自治体が将来にわたって効率的な発展を遂げて、持続的な発展を遂げていくためには、議員もご承知だと思いますけれども、簡素で効率的な行政体制を確立して戦略的な職員の定員管理の推進が必要になっております。そこで、町では、昨年度適正な人員というのは一体何名ぐらいの人員が必要なのかということ、私たちはわからないものですから、専門の民間の機関に委託いたしまして、業務量調査を昨年実施いたしました。その結果を見ますと、類似団体と比較しますと、職員数自体は必ずしも少なくはないと。しかし、その実態は、例えば長期休暇をとっている職員の数とか、あるいは被災地に対する派遣の職員とか、あるいは県のほうへの研修で派遣している職員もおりますし、また数字に出てこない残業時間とか、あるいは臨時職員数等を考えて見ると、やはり少ない人員で多くの業務を処理していることがうかがえるという報告が上がっております。

そして、今後の方策としましては、退職者の補充は当然なんですけれども、退職者の補充と——今後も住民ニーズはどんどん多様化してまいりますし、また地方分権改革によって国とか県の業務が市町村におりてくることが考えられるために、職員の確保につきましては、退職者と同数または若干の増員での職員採用を検討するとか、あるいは課をまたがって関連する業務を持つ課の統合等をして、そういった機構改革等も含めて、そういった改善をしていくべきだということで、そういう指摘を受けております。

昨年、それを1つの根拠にいたしまして、機構改革をことし4月に実施したところでございます。いずれにしても、限られた人員で町民の要望に応じて多様化する業務を遂行するためには、職員一人一人がみずから考え行動する、そうしたコスト意識あるいはスピード意識、改革意識の高い職員を育成するための研修制度の充実とか業務の見直し改善が重要だと考えておまして、これはこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

それから、2点目のトップダウンの件につきましては、昨年の第2回の議会定例会の中で

住民要望とか政策課題等につきましては、考える、そういったステップを重視した組織の対応が必要だということでご質問いただいております。今回、その後の取り組みについてということでございますけれども、こちらにつきましては、時として政策の緊急度からトップダウンでの指示も当然必要なケースもございますが、基本的には、前回のご質問の際にお答えしましたとおり、まず関係各課との面談を行いまして、十分に協議し、検討し、必要に応じて政策会議、この政策会議というのは課長さんたちで構成されておりますけれども、政策会議にかけて、そこで議論をお願いし、そして最終的には庁議を通じて意思決定をしております。今後も組織の対応に十分配慮してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の管理職手当でございますけれども、管理職手当ですね、条例とか規則によって定めております。給料表では、一番上の7級になりますと管理職ということで、管理・監督の地位にある職員に対して、職務の困難性・責任の重要性などを考慮いたしまして支給されるものでございます。階級職については課長と、それから所長、それから主幹、会計管理者、事務局長で構成されておまして、その職員数は現在課長等が9人、主幹クラスが7人となっております。

まず、1点目の管理職手当の改善でございますけれども、この4月1日に機構改革を実施しております。課の統合などによりまして、課長さんたちが受け持つ職務の範囲が広がったということで、こうした職責の負担を考慮いたしまして、この4月から課長と所長と事務局長を対象に、今の3万2,000円を4万円に増額いたしました。主幹については、特に業務の変更はございませんので、変更はいたしませんでした。

次に、課長職の8,000円の増額をした根拠でございますけれども、郡内の、先ほど議員さんもおっしゃったように、長生村とか白子町を参考にして4万円としたところでございます。また、主幹職の増額をしない理由につきましては、今回の機構改革におきましては、先ほど申し上げたように、職責への大きな影響はないと判断したことによるものでございます。

管理職手当の改善につきましては、一般職員の給与改善と同じなんですけれども、私も基本的には手当を改善していきたいと考えております。しかし、これをやるためには、当然のことでございますけれども、町の財政状況と、それから住民の理解が何よりも重要だと考えております。そういう面を踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、広域の職員の、要するに町の職員が派遣で広域に行った場合、町の職員と広域職員では手当が違ってまいります。先ほど言いましたように、地域調整給というのは、これ

は茂原市しか出ませんので、これはいかんともしがたいんですけれども、課長職でいいますと、これはどういうことかといいますと、現在の広域行政組合の管理職は大半が茂原市から派遣されている職員でございます。ですから、茂原市の給料表に準じて広域の職員の給与とか給料の手当が決まっています。そういうことで、例えばここで一例を申し上げますと、7級の課長職で約13%、40万の給料になりますと、手当が約5万2,000円ということで、これに地域手当6%がつきますから、給料40万だと2万4,000円、合わせて約7万6,000円という形が支給されるわけですね。町から派遣された職員は、もちろん広域の職員になりますので、この同じ給料表が支給されるわけございまして、そうしますと、広域に派遣された職員と町にいる職員との均衡が保てないというのは、これ実態でございます。

これは私だけではなくて、この広域に加盟しております町村長、皆その点では、みんな何とかしないといけないとは思っているわけでございますけれども、なかなかこれは難しい課題ございまして、具体的な金額の設定がなかなか難しゅうございます。一番本当は望ましいのは、市町村から派遣される職員が、広域組合の幹部職員を独占するのではなくて、広域の組合の職員の中からそういった管理職員が生まれてくるというのが本当が一番望ましいと思うんですけれども、それはやはり時間がかかりかかりますので、現実問題としてやっぱり町村からの職員の派遣がなければ広域組合の仕事はできないという実態がございます。これについては一宮町だけの問題ではございませんので、これはほかの市町村長とも協議をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 今、回答をいただきましたが、歯切れが余りよくないので、確認しながら質問していきたいと思いますが、まず、最初に、私は町長の認識をどうですかというふうに伺ったんですね。それは決算委員会で指摘されたことに対して、町の責任者としてどういうふうに考えますかという、その認識を聞いたんですが、これについてはお答えがなかったと思うんですね。事は職員の問題ですから、きちっと町長としてどういう、検討委員会から出された問題に対してこういう認識を持っていますと言っていたらいいと思うんですね。

それから、2点目なんですけど、要はトップダウンによって、町長自身が自覚されていないのかもしれませんが、それによって職員の多忙化になるようなことはなかったのかということで、いろいろ聞いてみますと、例えば、最近の事例を挙げたほうがいいと思いますが、新

庁舎開所後に課長さんたちによりまず受け付けがありますね、これがなぜ課長なのか。それから、受付へ案内しました。それから「あいさつ運動」をされましたね。これも悪いことじゃないと思いますが、この挨拶も。それから「一宮48恋チュン」というのがありましたね。これもどういう意味なのか私どもまだわからないんですが、これをどういうふうにされたのか。あるいは午前中に質問がありました夏から秋にかけての繁忙期に職員全員参加体制で実施されますトライアスロン等は、日常業務に追われる職員の今現在の職務内容を十分精査した上で、できると判断したと思うんですね。それをどういうふう to 職員の職務内容の精査を考えた上で、協議して、担当課やあるいは職員に、これならできるよというふうにされたと思います。この4つ、5つとも、職員のほうから出された問題じゃないと思うんですよ。町長が恐らく他町村やいろいろなところから考えて、これならいいんじゃないかと言われて出された問題だと思います。ですから、それをどういうふう to 精査した上で考えたのか、質問したいと思いますので、答えていただきたいと思います。

それから、管理職手当の改善ですが、要は何だかんだ言っても、町長は今度の8,000円の増額の根拠は低いところに合わせたんですよ。高いところに合わせないで低いところに合わせた。真ん中辺にも合わせていないんですよ。低いところに合わせた。先ほど言いましたけれども、長柄町や睦沢町と比較すれば、これ高いほうですね、2万2,500円も違うんです。白子町は管理職が、一宮が16人に対して31人ですから、約2倍も管理職がいるわけです。ですから、白子町が皆さんと同じように管理職手当等を出せば倍のお金がかかるから低く抑えているということも考えられると思うんですね。

そういうふう to、管理職手当の根拠として、職務の困難性、責任の重要性を考慮して支給されたものであるというふう to 答えられました。条例、規則で定めていると説明されましたけれども、今回は規則の改正ですので、議会での議決の必要はないですね。しかし、重大な労働条件の変更ですね、毎月毎月、予算にもかかわります。町長とまちづくりを担う運命共同体の核であります管理職の手当の見直しは、当然庁議規則第3条4項の重要な条例、規則の制定改廃に関するに該当します。しかし、町長と副町長と総務課長の3人で決めまして、4月1日の課長会議で話されたというふう to 答えます。私は管理職の皆さん、きょう皆さん9名いらっしゃいますが、皆さんまちづくりの中心ですよ。先頭に立っています。この人たちが納得したとはとても、私は推測ですが、顔色を見ても納得したというふう to 思えませんよ。

なぜ、8,000円にしたのか。くどいようですが、これは財政とかそういうことを考えた

言いましたね。しかし、課長職は9人に減らしているんですよ。それから、ぎょうせいの話が出ました。町の行政の問題が、ぎょうせいというところを出して、職員人数は余り不足していませんと言われました。だけれども、日常業務は変わらないかもしれないが、町長のトップダウンによる業務がふえているんじゃないですか。そういうことを日常業務としてやっていて、その上にトップダウンの仕事が入ってくる。これでは不満が出ますよ。出ると思いますよ。町長がもし担当課長だったら、どうでしょうか、やってられねえと言うかもしれませんね。そういうことをやっぱり考えた上で、もう一度答えていただきたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 玉川町長、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 1点目の再質問の件でございますが、管理職につきましては、所属組織の代表者であると同時に、部下の人事考察を行ったり、意思決定者であり、また組織の重要な位置づけにある大変重要な職でございます。また一方では、議員さんのご質問の中でもありましたように、日常的に重い仕事を負いまして、職場の職員とか関係課とか、あるいは議会とか、住民対応等が常に求められ、一番ストレスもたまります。また、精神的にもタフでなければ務まらない、大変そういう難しい地位にある職として認識しております。そして、管理職手当については、そうした職責に対する手当であり、職員のやる気にもつながりますので、待遇改善は重要であると考えております。

先ほど申し上げましたように、待遇改善については今後検討したいと思いますが、ただ、先ほど申し上げました、なぜ、じゃ8,000円にしたのかということでございますけれども、これは町の財政状況と町民の理解というものを考えた場合、今現在3万2,000円を4万円にすることと、3万2,000円を例えばお隣の睦沢のように、県の出先機関の課長に合わせて6万円にするということが、これはどうなのかなということがございます。各町によってそれぞれ条件が違いますので、それぞれ市町村長さんの判断は違って来るわけでございますけれども、私は今回の時点では8,000円でちょっと職員には我慢をしていただきたいと、次の改善は次の段階でお願いしたいと思っております。

それから、先ほど、確かに今回の機構改革によりまして、課長は11名ございましたのが、現在9人になりました。しかし、一方では、主幹は4人から7人にふやしております。そういう形で課長の負担については主幹がそれをある程度負うという形で負担を軽減することも考えて、今回の人事、機構改革は行っております。

それから、2点目の再質問の件でございますけれども、まず「あいさつ運動」でございます。これは5月7日の新庁舎のスタートと一緒に接遇委員会という職員で構成する委員会が

ございまして、接遇委員会からの提案があって実現したものでございます。もちろんこれは昨年12月にお隣の長生村であいさつ運動というのが始まりました。これはなかなかいい運動だなということで、接遇委員会の職員の方に長生村に行って少し見てきたらという話をいたしました。そしたら接遇委員会の方が見てきて、帰って来てからの報告としては、新庁舎ができた段階で1カ月程度私たちがこれをやってみますと、やった結果を踏まえてその後どうするかは決めたいという形でございまして、ちょうど1カ月間職員が2人交代で新庁舎のところに立って、朝の声かけ運動を行ったわけでございます。先ほど、そのメンバーのほうに聞いたところ、実際あのときにアンケートを実施したわけでございまして、アンケートを実施したところ、挨拶は必要だけれども、朝、2人の職員が立ってやる必要はないんじゃないかというアンケートが多かったということ踏まえて、日常的にあいさつ運動をやっていくということで、1カ月間で一応これについては終わりにしますという話の報告を私は受けております。

それから、「一宮48恋チュン」は、これは神奈川県とかほかの都道府県とか市町村で、48の歌に合わせましてその地域をPRして、また地域が一体感を醸し出すということで、今、全国の市町村で結構出ている動画でございます。これについては、私もやはりこれを見まして、若い職員に、皆さん方の若い力でやってみたらどうですかと声をかけて、若手が中心になってつくっていただいたものでございます。

トライアスロンにつきましては、正直申し上げますけれども、これは町のほうで準備してつくったものではございません。これはあくまでも県が、先ほどお話ししましたけれども、内房地域の振興と外房地域の振興は非常にギャップがあるということで、外房地域で何か大きなイベントができないかということで、県が九十九里地域トライアスロンを昨年の段階から県独自で企画していたわけです。その中で、メイン会場として一宮が一番ふさわしいということで、ぜひ一宮さんに引き受けてもらいたいという話を私が聞いたのはことしになってからなんです。ですから、私のほうでこの一番忙しい時期にこの行事を企画したわけじゃなくて、県のほうから持ち込まれた企画でございます。ただ、その話を聞いたときに、これはやはり地域振興のために得がたいチャンスであるので、大変忙しい時期ではございますけれども、これはやはり率先して町が手を挙げてやるべきだろうということで、担当課長に相談して、そしてやることに決めたわけでございます。

それから、3点目の件でございますけれども、これに対しては先ほど申し上げたように、庁議としては開きませんでしたけれども、担当課の総務課長と副町長と相談して出させてい

いただきました。今後は、先ほど議員がおっしゃったように、重要な労働条件の変更でございますので、庁議の規定を踏まえて対応してまいりたいと思いますので、十分ご理解をお願いしたいと思います。

それから、広域の問題につきましては、これは先ほど言いましたように、大変難しい問題がございますけれども、引き続き努力をしていきたいと思っております。

また、管理職手当の、先ほど何回もお話し申し上げましたけれども、管理職手当、今現在のこの段階が適正だとは考えておりません。段階を追って引き上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡 巖議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 課長職の手当の問題ですので、もう少し答えていただきたいんですが、答弁が不十分なところがありますので、質問しますが、まず、管理職手当については、財政状況と住民感情を考慮してやられたと。ほかの7市町村も同じように財政状況と住民感情を考慮して首長さんが判断していると思うんですね。それも、これは町長の考えですから、そういうふうにして考えて出したということについては仕方ないことだとは思いますが、今後のことで、手続の問題で、庁議のことに触れられました。庁議にかけて、率直に言えば、一般職員の場合、これは人事院勧告がありますから、ある程度守られるわけですよね。ところが、管理職手当が町長のさじ加減でもし決まってしまうとすれば、非常にまずいと思うんですね。ですから、それなりに納得していただくように説明するなり、総務課長が説明していると思いますが、多分ですよ、だけれども、町長が今回はこういう事情で8,000円しか上げられないけれども、どうなんだというようなことをすることがやっぱり必要だと思うんですね。

それで、手続の問題に触れますが、今後については再度検討していきたいというふうな感じに言われましたけれども、再度検討と、検討というのはこれはもうしないと同じじゃないかなという気がするんですよ。本当にされるのかどうなのか、いつごろまで検討するのか。手続問題について触れたいと思いますが、なぜこういうことを言うかといいますと、今45歳から55歳ぐらいの人は、私はずっと一般給与の問題をやってきましたからわかるんですが、前歴は加算されていないんですよ、職員になったときの。ですから、低い位置の号俸になっているんですよ。その方がそのまま上がってきますと、管理職手当がまた低いと、二重の大

変な中で生活をしていかなきゃいけなくなるわけですね。その辺も町長は十分考えられると思いますが、私はやっぱり7市町村の、同じような感じで管理職手当を出すのがいいと思うんですが、いつまで検討するのか。早急な検討をすべきだと思いますが、これについては早急に検討されるのか、あるいは少し時間がかかるのか、どういうことを考えていらっしゃるのか、質問していきたいと思いますが。

○議長（森 佐衛君） 答弁もらいますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） じゃ、玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） これは具体的にここでいつまでとかという形でちょっとお答えはできないんですけども、私はさっき言いましたように、今の一宮町の職員の管理職手当がこのままでいいというふうに考えておりませんので、段階を追って、今回もですから3万2,000円を段階を追って4万円にしたわけでございますので、段階を追って改善していきたいという気持ちは変わりございませんので、先延ばしにするつもりはございません。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、そういうお答えです。どうですか、よろしいですか。

○15番（鶴岡 巖君） ええ、長くなりましたから、これで諦めます。どうもありがとうございました。

○議長（森 佐衛君） 以上で鶴岡 巖君の一般質問を終わりといたします。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで10分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（森 佐衛君） 日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明を申し上げます。

平成25年度一宮町一般会計補正予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをお開きください。

平成25年度一宮町繰越明許費繰越計算書でございますが、初めに、子ども・子育て支援システム導入事業で、翌年度繰越額は324万円、次に町道1-7号線道路改良事業は工事費と用地買収費の繰り越しで、翌年度繰越額は2,750万2,000円、その下の道路ストック総点検事業（法面点検）は町道ののり面点検事業の繰り越しで、翌年度繰越額は150万円、次に町道1-2号線災害復旧事業は細田堰脇の工事で、翌年度繰越額は1,091万7,000円です。翌年度繰越額の合計は4,315万9,000円です。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わりといたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第10、議案第1号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、3ページをお開きください。

議案第1号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の改正内容は、職員の時間外勤務手当の算出方法につきましては、労働基準法の趣旨を踏まえ、祝日等を除くため、条例の一部を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年7月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 質疑ないようですので、終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第1号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第11、議案第2号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、4ページをお開きください。

議案第2号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

平成26年度一宮町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,765万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,829万1,000円とするものでございます。

継続費の補正。

第2条、継続の変更は、第2表 継続費補正によるものです。

9ページをお願いいたします。

第2表の継続費の補正ですが、今回は変更です。2款総務費、1項総務管理費、事業名は新庁舎建設事業で、補正前の総額6億5,846万6,000円を補正後は6億6,224万6,000円に変更するものです。変更内容は、平成26年度で378万円の増額で、これは新庁舎の正面玄関の雨よけ屋根工事を補正するものです。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明をいたします。

14ページの2款総務費から19ページの9款教育費までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

上から4つ目になりますが、新庁舎建設事業の626万4,000円は、正面玄関の雨よけ屋根の変更による工事と、新庁舎と保健センター3階の渡り廊下の雨よけ工事及び庁舎周りの歩道整備に伴うカラー舗装工事の費用です。

次に、その下のコミュニティ助成事業の170万は、県の地域防災育成助成事業として矢畑区自主防災会から申請のあった災害避難用テント及び発電機等の備品購入が決定したため、予算計上するものです。

次に、徴収事務費の33万5,000円は、これはコンビニ収納手数料を増額するものです。当初は9,000件を見込みましたが、コンビニ収納が上回ることを確実となったため、今回5,000件分を補正するものです。

17ページをお願いいたします。

一番上の社会福祉総務事務運営費の169万8,000円は、保育所から福祉健康課に臨時職員の組みかえのための賃金と保険料です。

その下の子ども・子育て支援対策事業の48万円は、子育て支援の一環として2歳未満の乳幼児のいる世帯の経済的負担の軽減を図る目的で、おむつ用としてごみ袋を配布するものです。

そして、次に、保育士等処遇改善臨時特例事業の178万1,000円は、愛光保育園の保育士の賞与を増額するための事業です。

次に、農業振興事業の225万円は、青年就農者確保・育成給付金事業で、新たに夫婦1組が就農するために補正するものです。

一番下の農地関係の負担金・補助金の113万9,000円は、農地・水保全管理支払交付金事業が制度改正により多面的機能支払交付金事業と名称も変わり、交付金単価の増額により補正するものです。

19ページをお願いいたします。

上から4番目になりますが、一宮小学校給食事業の194万4,000円は、平成26年1月の給食実態調査において、文部科学省の検査によりトイレの改修及びトイレの出入り口の改善を指摘されたことから、今回補正し改修するものです。

12ページ、13ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

歳入の14款の国庫支出金から20款の諸収入につきましては、13ページの説明欄等により説明をさせていただきます。

13ページの一番上になりますが、4節児童福祉費補助金の369万9,000円の保育緊急確保事業費補助金は、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業で、県の事業が制度改正による国からの補助金でございます。

次に、2節の児童福祉費補助金の△131万7,000円のうち、安心子ども基金事業費補助金の△390万3,000円は、制度改正により県の補助金を減額するものでございます。

保育緊急確保事業費の補助金の258万6,000円は、制度改正による県の補助金でございます。

その下の1節農業費補助金の225万円は、新たに夫婦1組が就農するための県からの交付金です。

次に、1節庁舎建設基金繰入金の626万4,000円は、新庁舎の正面玄関の雨よけ屋根の変更による工事等を行うため、庁舎建設基金から一般会計へ繰り入れをするものです。

1節繰越金の447万2,000円は、前年度繰越金です。

1節雑入の194万6,000円は、矢畑区自主防災会の備品購入に伴うコミュニティ助成事業補助金の170万円と行財政情報サービス利用助成金の24万6,000円は町村会からの補助金です。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 質疑なければ、終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第2号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第12、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

推薦する方は、一宮町一宮2555番地5、小川正美さんです。生年月日は、昭和30年6月10日でございます。

小川さんは、千葉市において小学校で35年間教員として勤務され、平成23年3月に退職されました。

また、現在、一宮町歩こう会の会長としてもご活躍されており、人格、識見ともにすぐれた方でございます。現在委嘱されておりますナガタ委員が、この9月で任期満了となることに伴い、推薦するもので、任期は平成26年10月1日から3年間です。

よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。小川正美さんを適任とすることに賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 賛成全員。

よって、本議会の小川正美さんに対する意見は適任と決しました。

日程追加のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時07分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長(森 佐衛君) お諮りいたします。発議第1号から発議第4号までを日程13から日程第16として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。よって、日程第13から日程第16までを日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第13、発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、高梨邦俊君、どうぞ。

○9番(高梨邦俊君) 提案理由の説明をいたします。

発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この一部改正は、町が4月から機構改革による課の統廃合を行ったことにより、委員会条例の第2条にあります各常任委員会の所掌事務に変更が生じたため改正を行うものです。

具体的には、第2条中、総務文教常任委員会では「まちづくり推進課」の後に「まちづくり推進グループ」を追加し、「税務課」を「税務住民課課税グループ、徴収グループ」に改めて、経済常任委員会では「都市環境課」を「事業課」に、「産業観光課」を「まちづくり推進課商工観光グループ」に改め、厚生常任委員会では「住民課」を「税務住民課住民グループ、保険年金グループ」に改めるものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、町の機構改革の実施日であります平成26年4月1日に遡及して適用するものです。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 質疑ないようですので、終結といたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第13、発議第1号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第14、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 6番、鵜野澤です。

発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成26年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、高梨邦俊、賛成者、一宮町議会議員、島崎保幸、賛成者、一宮町議会議員、鶴岡 巖、賛成者、一宮町議会議員、秦 重悦、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

意見書の内容ですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請とし、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日。

千葉県一宮町議会議長、森 佐衛。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、下村博文様、総務大臣、新藤義孝様。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第14、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決い

たします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第15、発議第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番(鵜野澤一夫君) 6番、鵜野澤です。

発議第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成26年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、高梨邦俊、賛成者、一宮町議会議員、島崎保幸、賛成者、一宮町議会議員、鶴岡 巖、賛成者、一宮町議会議員、秦 重悦、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

内容ですが、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推移や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教

育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

以下については、さきの請願と同内容ですので、省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日。

千葉県一宮町議会議長、森 佐衛。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、下村博文様、総務大臣、新藤義孝様。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第15、発議第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第16、発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、5番、袴田 忍君、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 5番、袴田です。

発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。
平成26年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、袴田 忍、賛成者、一宮町議会議員、中村新一郎、賛成者、一宮町議会議員、志田延子、賛成者、一宮町議会議員、畑場博敏、賛成者、一宮町議会議員、室川常夫。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として、大切に守られてきました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講じられますよう強く求めます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日。

千葉県一宮町議会議長、森 佐衛。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第16、発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長(森 佐衛君) 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回一宮町議会定例会を閉会といたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員